

# 国分寺市第二・第三西町学童保育所指定管理に関する 事業計画及び企画提案書

令和7年12月26日

団体名称 株式会社こどもの森

## (1) 団体等の基本理念・姿勢について

＊施設の設置目的に対する理解や公共性・平等利用についての考え方

### ■法人理念

当法人は国分寺市に本社を構える地元法人として、30年以上児童福祉専一で事業を展開してまいりました。国分寺市民である法人代表の生まれ育った国分寺の子育て支援拠点として、これからも継続して運営に携わっていきたいと考えております。

法人の理念と貴市の第二次国分寺市総合ビジョンに下記の通り共通する部分があり、今回応募させていただきました。

#### 法人理念

- ◆子どもの最善の利益を考慮する
- ◆利用者・子ども・保護者・地域の方々及び住民に対して福祉の増進を図る
- ◆多様性を認め合うインクルージョンの実現を目指す

共通

#### 国分寺市総合ビジョン

- ◆子どもを育み 学びがつながるまち  
子育て・子育てを通じて大人も一緒に成長していくことができるまちを目指します。
- ◆分らしく いきいき暮らせるまち  
みんなが自分らしくいきいきと暮らせるまちを目指します。
- ◆安全・安心で 快適なまち  
すべての人が安全・安心で快適に生活できるまちを目指す。

共通

共通

### 基本方針

1. 業務委託者として貴市の方針や公的機関との連携を重視し運営を行います。
2. 利用者からのご要望・ご意見を参考に、利用者の視点に立った運営を行います。
3. これまでの施設運営と当法人のノウハウを活かした運営を行い、より児童・保護者・地域の方に愛される施設運営を行います。

認証された福祉評価専門機関による第三者評価



## ■学童保育所の設置目的と役割への理解

学童保育所は、子どもたちの放課後の安全管理・健康管理や情緒の安定を担いながら、遊びと生活を通して健全育成を図る施設です。私たちはその役割を深く理解し、実践することで、子ども・保護者・地域から信頼される心のこもった運営を心がけています。

### 子どもの健やかな育ちを支援



### 保護者の就労と子育ての両立 及び保育ニーズを支援



### 地域での子育てを支援



#### (※1 フレキシブルな施設運営)



#### (※2 透明性のある施設運営)



## ■学童保育所の運営理念

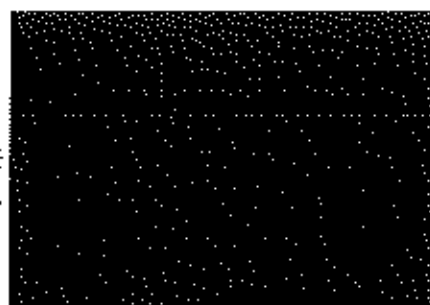
- ❖ 自分の子どもを入りたい学童保育所にする
- ❖ 子どもの十全なる発達と健全育成を通して家庭をサポートする
- ❖ 心豊かな子どもが生き生きと育つまちづくりに貢献する

### 保育方針

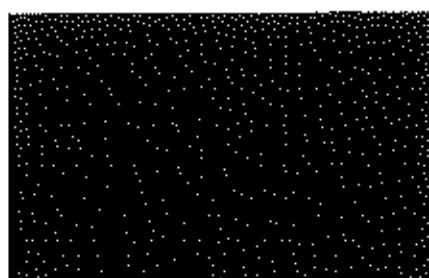
- ・子どもたちの豊かな放課後生活を保障し、多種多様な体験を通して子どもたちの健やかなる成長を援助する。
- ・学童期に身につけておくべき基本的な生活習慣・行動規範を日常生活の中で確立する。
- ・大人の見守りのもとで自己肯定感を育み、自ら考え行動に移すことのできる子を育てる。
- ・様々な活動を通して地域との絆を深め、次世代を担う子どもたちの健全育成を実現させる。

### 保育目標

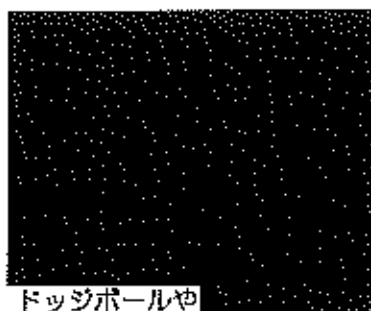
- ・基本的な生活習慣と生活スキルの体得を支援し、一人ひとりの自立を助ける。
- ・一人ひとりの子どもに目標達成の喜びを体験させ、生活意欲を高め、また自分の思いを相手に伝え、自立に向けての力を育む。
- ・異年齢集団を生かした遊びや活動・生活体験を通して、より広い人間関係を作り、社会性の発達を養う。
- ・多種多様な活動の中で協力することの大切さを知り、相手を思いやる心を育てる。



降所時間を自分で管理するための  
降所マグネットボード



リクエストおやつや手作りおやつ  
などの食に関するイベント



ドッジボールや  
などの体力増進活動



自然探検や卒所遠足などの  
異学年で交流を深める所外保育

## ■公共性・平等利用における考え方

私たちは、前述した理念・方針を実現するために、以下のルールに則った施設運営を行います。

- ① すべての利用者に平等公正な運営を行う。
- ② 地域に根差した運営を行う。
- ③ 健全育成理念の実現に向けた活動を行う。
- ④ 個人情報の保護と適切な管理運用を行う。
- ⑤ 積極的かつ迅速な苦情処理体制を構築する。
- ⑥ 防犯や防災、その他緊急時に迅速に対応できる危機管理体制を構築する。
- ⑦ 適切な施設・設備の保全及び管理を行う。
- ⑧ 効率・効果的な管理を行う。
- ⑨ 利用者本位の柔軟なサービスを提供する。
- ⑩ 法令を遵守する。

### 施設の公平性・平等利用について

- ・当法人では、施設を利用しようとする全ての住民に対し、法令の遵守はもちろん、市の定める各種条例等に則った公平・平等な施設運営を心掛けています。
- ・本施設は「広く一般の市民が自由かつ平等に偏りなく利益を受けることができるもの」になるようにしていきます。
- ・「施設を利用するにあたり、不当な差別的取扱いをしない、正当な理由なく施設の利用を拒んではならない。」ということを職員に周知しております。

- |               |                |       |
|---------------|----------------|-------|
| ・人種           | ・民族もしくは社会的出身   |       |
| ・国籍           | ・出生やその他の社会的地位  |       |
| ・性別           | ・性的マイノリティー     |       |
| ・宗教           | ・身体/知的/精神障害の有無 |       |
| ・言語           | ・皮膚の色          | ・同和問題 |
| ・アレルギー等喫食上の問題 | など             |       |

上記の理由で全ての利用者が施設の利用を拒まれたり、不当な差別的取扱いを受けず  
平等な施設の利用が受けられるよう尽力します。

## (2) 団体の安定性について

\*団体等の経営状況の安定性

### ■健全な財務状況

法人設立より30年、保育所を中心に児童館・学童保育所など児童福祉事業専一で事業展開しているため、事業形態においても多角経営を進め、新規参入している事業者にありがちな資金繰りのショートによる事業運営への危険性が非常に低いと考えられます。また、下記内容に記載した運営内容から、今後も引き続き利用者の方々はもちろん、自治体及び地域の方々にも安心して頂けると確信しております。



学童・保育業界で  
トップクラスの  
健全な財務内容

※次ページには当法人の経営状況を税理士が評価した客観的資料を添付させていただきます。

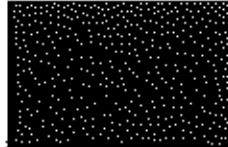
## 経営状況評価書

【法人名： 株式会社こどもの森 】

### 1. 総合評価

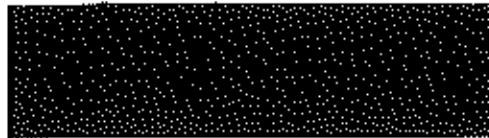
(1) 過去1年間の財務状況については、下記の通り判断される。

- ①
- ②
- ③



(2) 開設後の事業運営に関しては、下記の通り判断される。

- ①
- ②
- ③



### 2. 評価理由

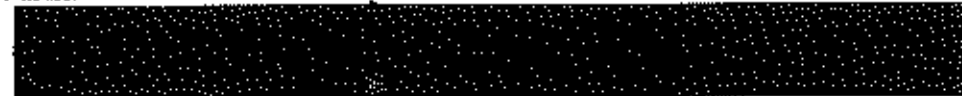
(1) 収益性



(2) 財務内容



(3) 支払能力



(4) 繰上



上記の通り評価いたしました。

2025年8月4日

(印) 税理士



### (3) 団体の継続性について

\*団体等の設立から何年経過しているか

#### ■法人設立からのあゆみ

法人名： 株式会社こどもの森

設立： 平成4年1月22日

所在地： 〒185-0034 東京都国分寺市光町2-5-1

代表者： 代表取締役 久片 敬裕

職員数： 約3,000名

事業内容： 保育所・児童館・学童保育所の運営

法人の沿革：

児童福祉事業専一で

平成15年

30年以上

より参入

継続して運営

| 年 月 日   | 経 歴                                                                   |
|---------|-----------------------------------------------------------------------|
| 平成4年1月  | 会社設立 千葉県松戸市に保育室を開設                                                    |
| 平成9年7月  | 長津田園 横浜保育室認定                                                          |
| 平成13年9月 | 東京都東村山市に多摩地区初の企業立認可保育園『わくわく保育園』を開園                                    |
| 平成15年3月 | 東京都国分寺市に認証保育所『国分寺プチ・クレイシユ』を開園                                         |
| 4月      | 東京都葛飾区に「道上こどもの森学童クラブ」を開所                                              |
| 平成16年4月 | 東京都国分寺市に認証保育所『西国分寺プチ・クレイシユ』を開園                                        |
| 平成21年4月 | 東京都『国分寺市しんまち児童館・第一第二新町学童保育所』を指定管理者として運営開始                             |
| 7月      | 東京都国分寺市に認可保育所『ぶんじっこ保育園』を開園                                            |
| 平成23年4月 | 東京都国分寺市に認可保育所『ぶんじっこ保育園分園』を開園                                          |
| 平成26年4月 | 東京都『西東京市立下保谷児童センター・下保谷学童クラブ』の運営を開始（運営委託）                              |
|         | 東京都『国分寺市しんまち児童館・第一第二新町学童保育所』を指定期間満了後、再受託                              |
|         | また追加で『国分寺市立戸倉学童保育所』を指定管理者として運営開始                                      |
|         | 東京都『国分寺市しんまち児童館・西町学童保育所・西町地域センター・生きがいセンター西町』を指定管理者として運営開始             |
| 平成27年4月 | 東京都国分寺市に認可保育所『まなびの森保育園』を開園                                            |
| 平成30年4月 | 国家戦略特区（品川区）において初の企業立公園内認可保育所『まなびの森保育園西大井』を開園                          |
|         | 東京都『柏江市立北部児童館・こまっこ小学生クラブ』を指定管理者として運営開始                                |
| 平成31年4月 | 東京都『国分寺市しんまち児童館・第一第二新町学童保育所、国分寺市立戸倉学童保育所』を指定期間満了後、再受託                 |
|         | 東京都『国分寺市しんまち児童館・西町学童保育所・西町地域センター・生きがいセンター西町』を指定管理期間満了後、再受託            |
| 令和2年4月  | 東京都目黒区に日本初民設民営保育園・児童館・学童の複合施設『まなびの森保育園学芸大学前・こどもの森児童館・こどもの森学童保育クラブ』を開所 |
| 令和4年4月  | 東京都国分寺市に認可保育所『まなびの森保育園国分寺』を開園                                         |
|         | 東京都『東大和市立学童クラブ（西小内育成室）』運営を開始（業務委託）                                    |
|         | 神奈川県横浜市に認可保育所併設型児童発達支援事業所『まなびの森キラリ十日市場』を開設                            |
|         | 東京都国分寺市に認可保育所『ヴィラまなびの森保育園』を開園                                         |
| 5月      | 神奈川県横浜市に認可保育所一体型児童発達支援事業所『まなびの森キラリ里川』を開設                              |
|         | 千葉県市川市に認可保育所併設型児童発達支援事業所『まなびの森キラリ本八幡』を開設                              |
| 7月      | 神奈川県大和市に認可保育所一体型児童発達支援事業所『まなびの森キラリ中央林間』を開設                            |
| 8月      | 東京都江東区に認可保育所一体型児童発達支援事業所『まなびの森キラリ亀戸』を開設                               |
| 令和6年4月  | 東京都『国分寺市しんまち児童館・西町学童保育所・西町地域センター・生きがいセンター西町』を指定管理期間満了後、再受託            |
|         | 東京都『国分寺市しんまち児童館・第一第二新町学童保育所、国分寺市立戸倉学童保育所』を指定期間満了後、再受託                 |
|         | 現在に至る                                                                 |

その他首都圏を中心に複数の認可・認可外保育所及び児童館、学童保育所、児童発達支援事業所等を運営

## (4) 団体等運営の透明性・公平性

※進んで団体等の情報等を公表しているか

### ■情報の公開による透明性

情報公開は情報を提供するだけでなく、保護者や地域との信頼のかけ橋です。当法人では社内において情報公開規定を作成し情報の公開を行い、また一方で個人情報保護規程も作成し、情報の取り扱いには慎重に行っております。

また、施設や運営の状況等の一般的な情報公開の他に以下の内容を公開します。

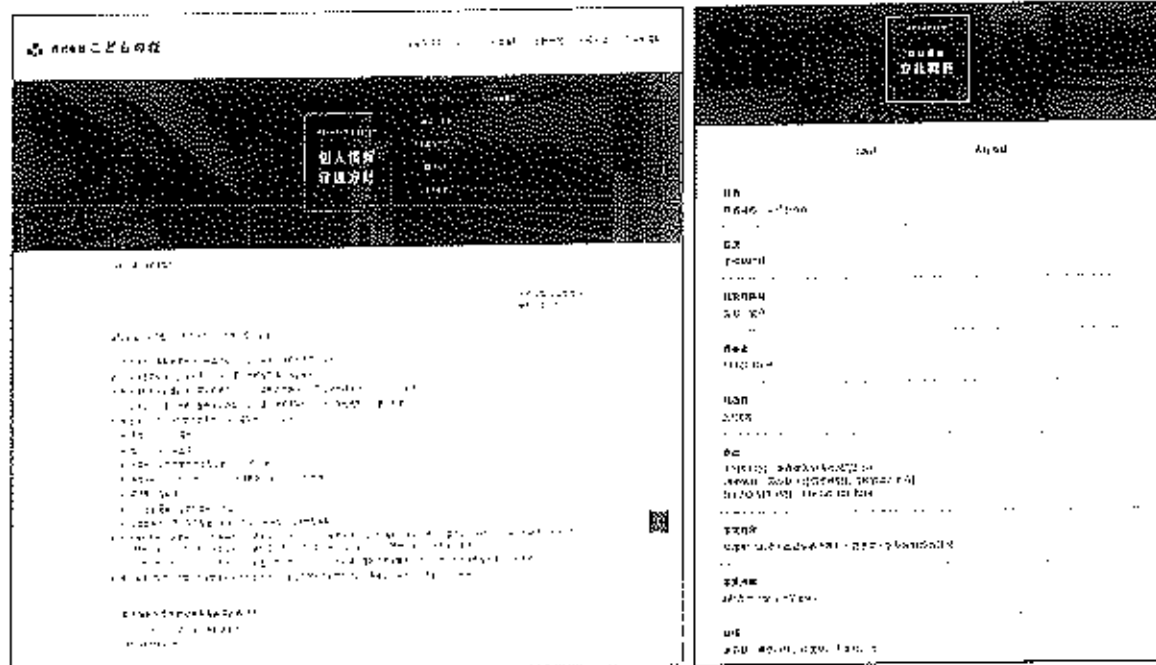
- ・ おたよりやホームページ等による詳細な情報提供・公開を行います。
- ・ 事故報告書により事故が起こった時間、場所、状況等の報告を保護者にします。
- ・ クレームや苦情の公開を行うほか、応答についても公開します。

### 運営内容の公開

HP 等において、団体の運営内容を積極的に公表しております。

#### ① ホームページでの公開

当法人の事業内容、施設状況等についても HP において会社案内という形で公開しております。また個人情報保護方針も作成しHPで公開し、情報の取扱いは慎重に扱っております。



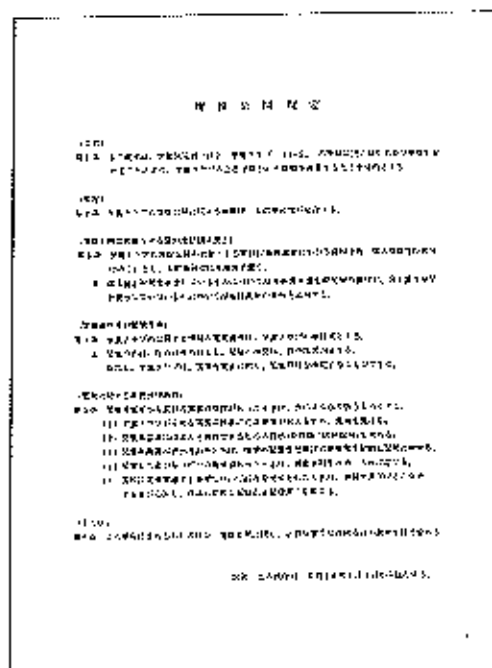


## ② 情報公開規定

当法人では、社内においても情報公開規定を作成し情報公開を行い、また一方で個人情報保護規定

（プライバシーポリシーもHPで公開）も作成し、情報の取扱いは慎重にしております。

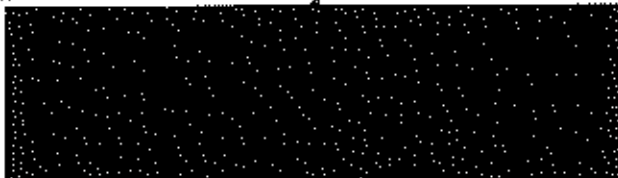
法人系列保育園ではホームページ上で苦情の公開もしております。



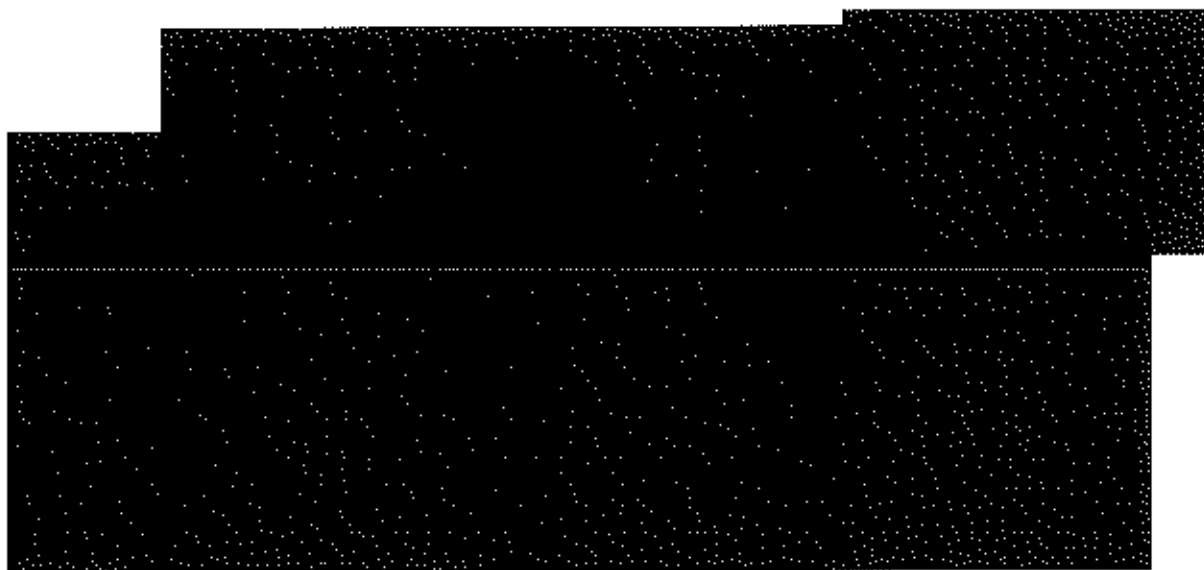
③



④



⑤



## 第三者評価の受審と公表

当法人では第三者評価を導入し、第三者からの客観的な視点を利用して施設運営の改善に努めています。令和4年度に受審し、下記のように活用しております。

第三者評価結果  
WEB上にて  
公表しております。

### ① 運営の質の向上に役立てます！

第三者評価の利用は、施設の提供するサービスの内容を改めて見直し、改善に取り組む好契機と捉え、評価を「受ける」のではなく、「主体的に活用」します。このため、評価を受ける前に、第三者評価基準に照らし合わせてまず自己評価を行い、弱点、欠点を把握し、改善に努めます。結果については専門的、客観的な立場からのものとして真摯に受け止めます。また、当法人の施設長は評価者としての資格も取得することとなり、日々評価者としての視点から施設の内容をチェックし、質の向上を図ります。

### ② 運営内容の透明性を高める手段として活用します！

保護者から見えにくく評価しにくい保育内容について、中立機関による密観的な事実に基づいた第三者評価を利用することで運営内容の透明性を高めます。

### ③ 情報公開の一手法として利用します！

評価結果がネット等に掲載されることから、情報公開の見地からも保護者（将来の利用者も含む）の利便に役立つと考えます。評価結果には利用者アンケート概要も含まれるため、閲覧者は通常は外部にでにくい利用者の意見を目にする事が可能です。情報公開を進めることは、利用者はもちろん、地域からの信頼獲得にもつながると考えます。

実績については(6)運営実績に記載しています。

第三者評価を国が実施していた当初より取り入れており、当時は受審園全て「a」評価を頂いておりました。現在東京都では「あり」・「なし」の二択評価となっておりますが、全て「あり」の評価を頂いています。神奈川県やその他の行政の評価はa・b・c評価となっており、受審園全てが9割近いa評価を頂いています。

平成31年4月より、第三者評価評価事業が改定となりました。判断水準(a,b,c)の検討判断水準(a,b,c)について定義が明確に示されていない、又「a」評価でなければ適切なサービスが提供されていないとの誤解を招くとの意見等を踏まえ、最低基準を満たしていることを前提として、「a評価」(よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態)、「b評価」(aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態)、「c評価」(b以上の取組みとなることを期待する状態)と位置付けを改訂。また、評価機関が公正・中立な評価をしていないと第三者評価機構が判断するため、オールaの評価はつきません。

1. 法人系列認可保育園・認証園（東京都）  
全園・・・すべて「あり」評価！！

2. 法人系列認可保育園（横浜市他）  
受審園・・・9割のA評価を獲得！！



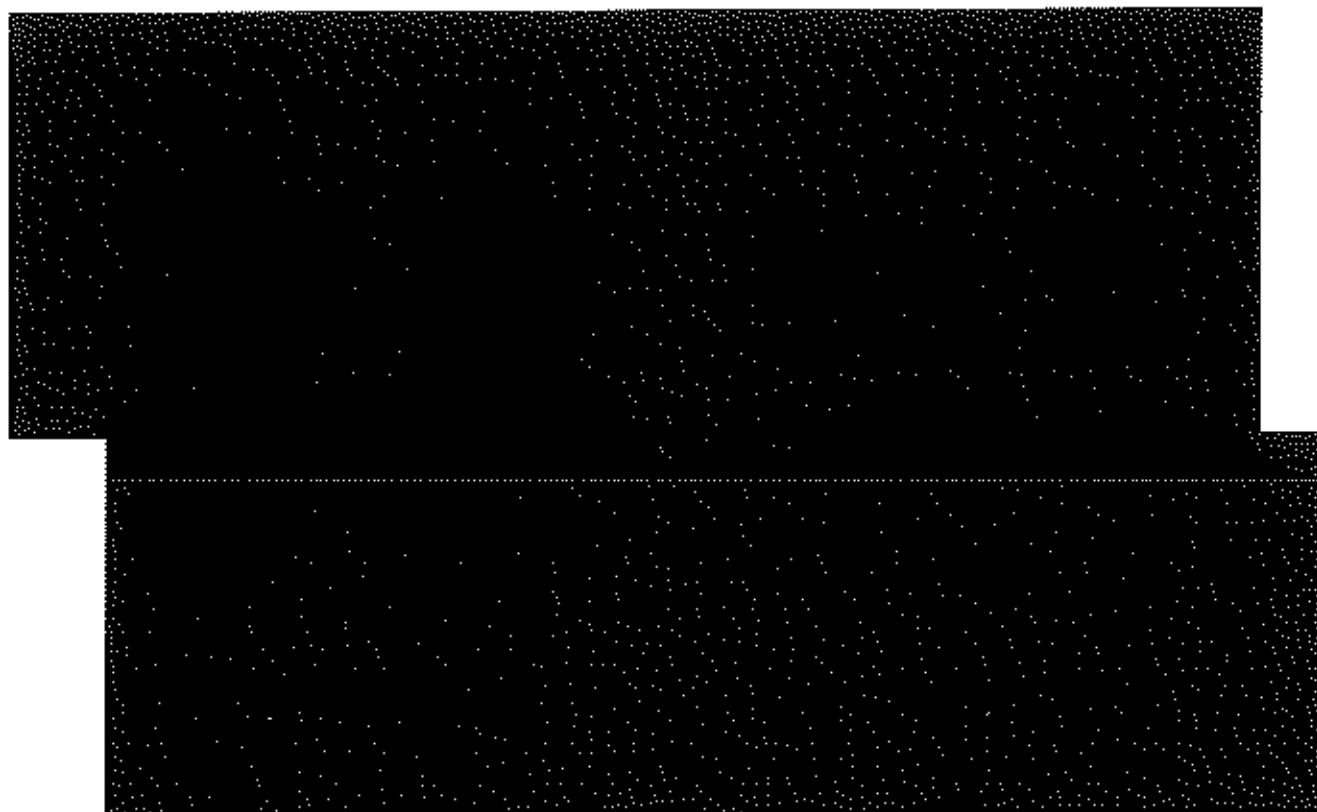
## ■公平性の確保

外部の専門機関による客観的視点からの評価を積極的に導入し、運営の見直し・改善に努めております。具体的には、第三者評価や利用者アンケートを実施し、結果を公表しております。また、日常運営の中で判断基準を明確にし、記録、情報共有を徹底し、職員や保護者の声の大小に左右されない運営体制を構築します。

### 外部監査の活用

定期的実施される行政からの監査やモニタリングも、運営の見直し・改善の機会として有効に活用し、運営の適正化を図っていきます。

- ・毎年、利用者（学童保護者）に対して費市全施設共通のアンケートを実施しております。頂いた様々なご意見から必要な改善点を洗い出し、改善案とともに配架・掲示して結果を公表しております。



## (5) 団体等運営における法令等の遵守状況

※個人情報保護に関する法律、労働基準法等が遵守されているか

### ■法令遵守の徹底

当団体は、児童福祉法、こども基本法をはじめとする関係法令および国分寺市条例・仕様書を遵守し、子どもの最善の利益を最優先とした運営を行います。また、子ども性暴力防止法の趣旨を踏まえた職員の行動ルールを周知し、児童の権利と尊厳を守り安全な規制支援に努めています。そのうえで職員の労働環境の適正化、個人情報の厳正管理、合理的配慮の提供を通じて公平性・透明性の高い施設運営を徹底します。

#### 個人情報保護に関する法律の遵守

インターネットの普及による個人情報の利用機会の拡大と、それに伴うリスクによるトラブルの可能性が飛躍的に高まっていることを認識し、個人情報の管理・取り扱いについては毎年研修に参加するなど知識のアップデートに鋭意努めております。

##### ① 規定の整備

- ・個人情報保護に関する方針を館内に掲示し、利用者へ対応を周知します。
- ・個人情報保護規定の整備：職員への周知として、上記方針のほか、規定を整備することで個人情報保護に対する認識を高めます。

##### ② 具体的な個人情報保護に関する取組み

施設における個人情報保護対策については、下記の通り人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置の3つの観点を中心に適切な管理に努めてまいります。

※個人情報についての詳細は(13)個人情報保護対策状況にて記載しております。

労働基準法の遵守

① 就業規則の整備

② 産休・育休制度の整備とその利用促進

③ 有給休暇・夏期休暇等の整備とその取得促進

④ 労働基準法等による各種保険への加入

⑤ 職員に対する関連研修・勉強会の実施

その他法令等の遵守

## （６）運営実績

\*同様な施設での運営実績（契約書等の添付のこと）

### ■首都圏における30年以上同様な施設での受託運営実績

当法人は約30年間児童福祉事業を専業として事業展開を行い、子どもたちが健康で豊かな心をもち、保護者が子育てに伴う喜びを実感でき、安心して子どもを生み育てることができる社会づくりに貢献してまいりました。

私達は“利用者にとって良い施設”を作ることが少子化対策につながる＝子育てしやすい社会にすると  
いう理念のもと、児童福祉施設を250施設以上（うち指定管理及び業務委託で50施設）、学童保育所においても東京都を中心に約50施設運営しております。

国分寺市内でも認可及び認証保育園を7園運営しており、また当法人系列保育園は各自治体にある全ての認可及び認証保育所を対象にした保護者の評判が高い保育園ランキングにおいて都内8自治体で1位を獲得する等良好な評価を頂いています。

首都圏にて  
30年近い  
運営実績

児童福祉施設  
250施設  
以上運営

指定管理及び  
運営業務委託で  
50施設  
運営

児童館を  
8施設  
運営



### 「西町学童保育所」及び「西町プラザ」における運営実績

今当法人は「国分寺市立西町学童保育所」「国分寺市立にしまち児童館」及び「国分寺市立西町地域センター」「国分寺市立生きがいセンターにしまち」を平成26年度より継続して運営しております。

これまで運営してきた12年間の実績をもとに、安定した施設運営をしていきます。

#### ① 西町学童保育所

育成室の狭隘状況もあり、第八小学校と連携し家庭科室を借用して分散保育を実施しています。今後もこれを実施していきます。また放課後プランのプラン室とも連携し、プラン室参加希望の児童を連れて行きプラン室の先生方とも子どもたちの特性などを共有しています。

子どもからも、保護者からも好評です。保護者からの相談等には、学童職員だけでなく児童館の職員全員で協力体制のもと対応しております。



## ② にしまち児童館

来館者UPをしており、中学生の来館も増加しております。乳幼児のイベントも定着して、  
人気のイベントとなっています。にしまち児童館では、  
今夏はファイヤー企画を含め月2回の実施を目指しています。

## ③ 西町地域センター

平成31年度より公共予約システムが導入され利用者の皆様にはパソコンでの抽選予約が始まりました。キヨスク端末での入力作業のお手伝いやサポートをはじめ、利用者の皆様に寄り添って施設運営をしております。利用者主体の利用者協議会による様々なロビー活動のサポートや、資源回収のお手伝いも行ってきました。



## ④ 生きがいセンターにしまち

地域生きがい交流事業を4講座実施し、中には自主グループとして活動が続けている団体もあります。入浴施設の改修後に来た多目的室は、囲碁等が楽しめる部屋と、貸室利用のできる部屋があります。多目的室は、地域センターで活動していた団体で予約が取れず活動ができなくなっていた団体にお声をかけて、生きがいセンターの多目的室の利用を促し、現在も継続して活動が続けられています。



## 【同様な施設での運営実績】

### 「第一第二新町学童保育所」及び「第一第二戸倉学童保育所」

平成21年4月より当法人が指定管理者として運営を引継ぎ、本年度で17年目を迎えました。

第一第二新町学童保育所が併設されたにしまち児童館の中にあり、基本的な生活習慣や遊びの支援など家庭的な雰囲気の中で保育を行っています。鉄筋2階建てで、窓が多く外階段とバルコニーやアーチ型天井の遊戯室、バルコニー等があり、そのデザインは建築専門誌に掲載さ



れるほどの独特のデザインとなっています。外遊びのできる館庭は、階段の遊びでもファイヤー企画でも大にぎわいで、夏に設置する幼児用プールは多くの親子に利用されています。児童館併設のため多くのイベントに参加できるメリットや、ランドセル来館の対応等子どもたちの切れ目のない支援ができるよう運営しています。

戸倉学童保育所は平成26年度より当法人が指定管理者として運営しております。令和7年度からは戸倉学童保育所改め第一・第二戸倉学童を運営しております。西町学童保育所同様学校敷地内にあり、第十小学校との連携や放課後プランとの連携を行っています。

## ■高い定着率

当法人では職員の雇用の安定を重視した運営を心がけており、保育士不足の昨今においてもしっかりとした職員配置ができております。また、職員の資質の向上を図るため、法人のスケールメリットを活かした様々な取組みを行っております。

### 職員配置における方針

①

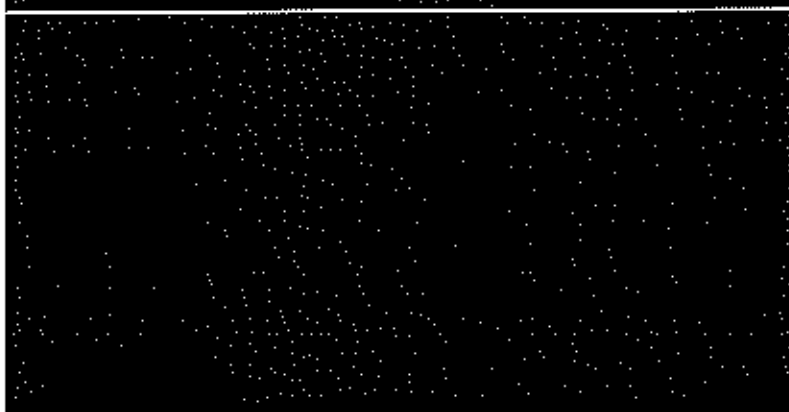


職員が選ぶ  
働きやすい法人  
業界大手法人の中で  
満足度

第 1 位

※東京部公表の第三者評価に基づく調査

②



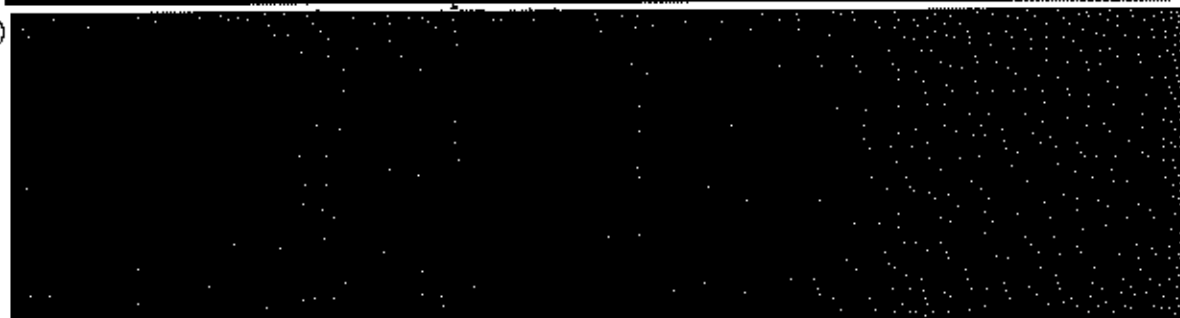
職員の定着率  
1施設当たり退職率



③

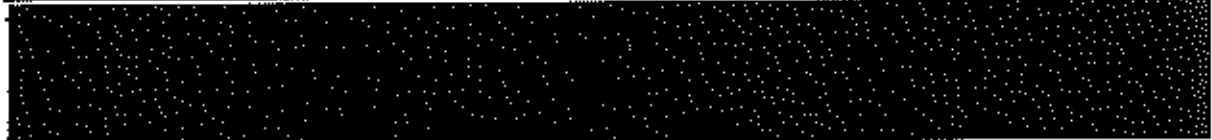
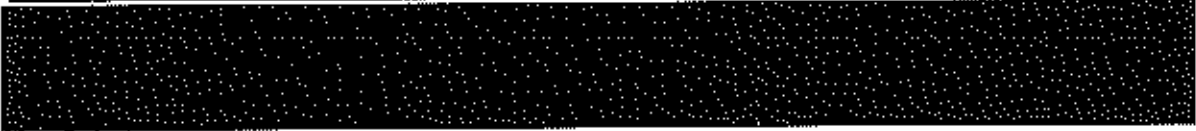


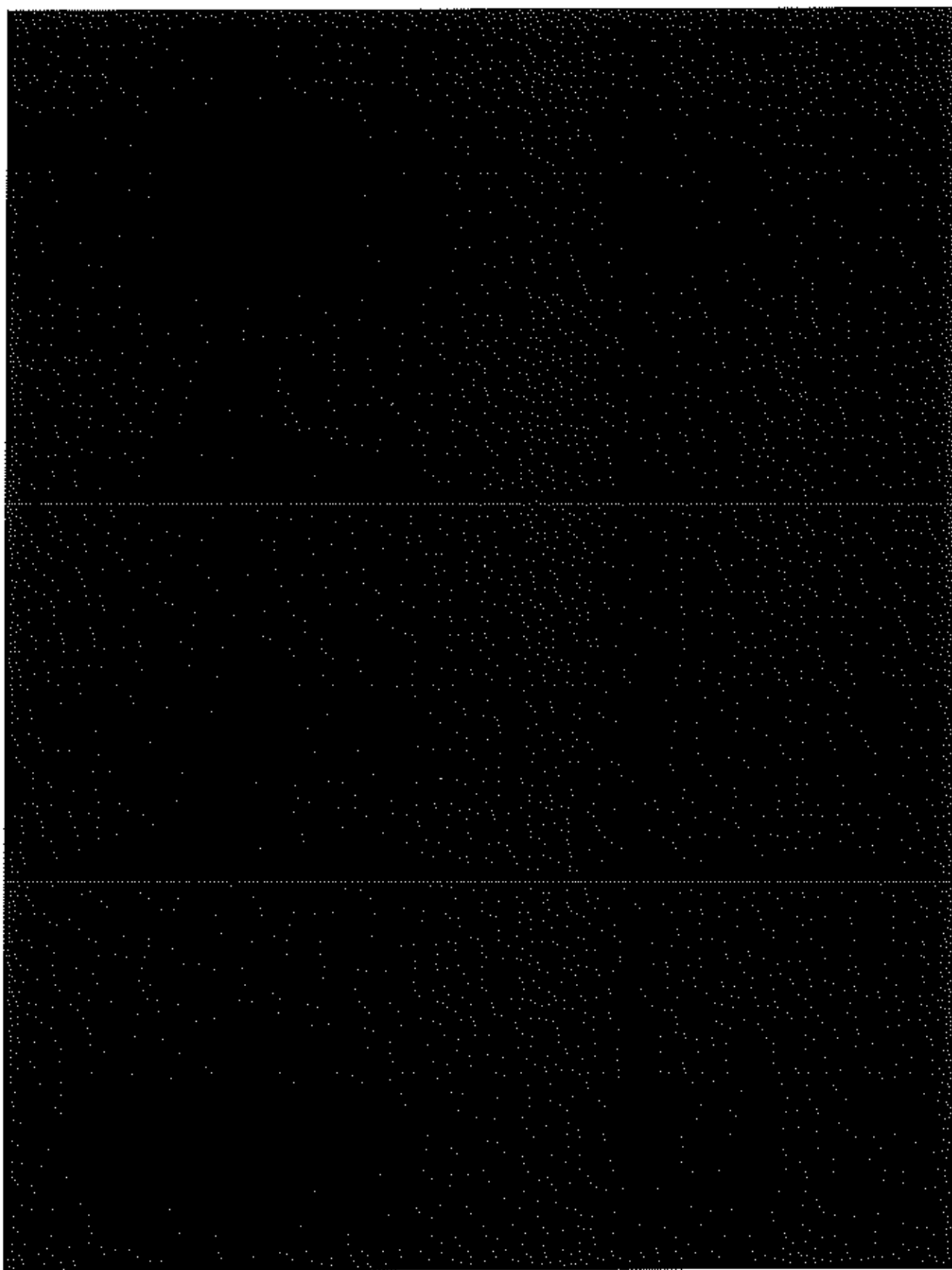
④





## 職員定着のための取組み

- ① 
- ② 
- ③ 
- ④ 
- ⑤ 
- ⑥ 





## (7) 効率・効果的運営への取り組み状況

※施設利用の促進方策・創意工夫

課題

- 年度途中に1施設から3施設に地区で振り分けられる
- 横断歩道も無く交通量のある道路を渡っての登所する

当法人がこれまで築き上げてきた運営実績を基に、国分寺市の方針に沿った「より効率的で質の高い運営」を実現します。新しい第二第三学室は第八小学校の正門を出て道を渡って登所、年度途中に開所します。そんな不安も同一法人による一体運営であれば見守り体制を万全にできます。



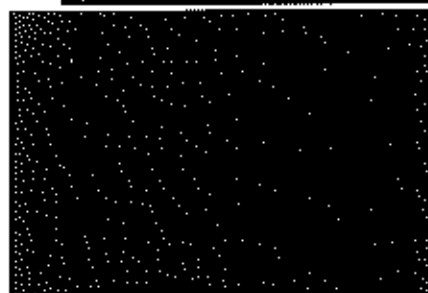
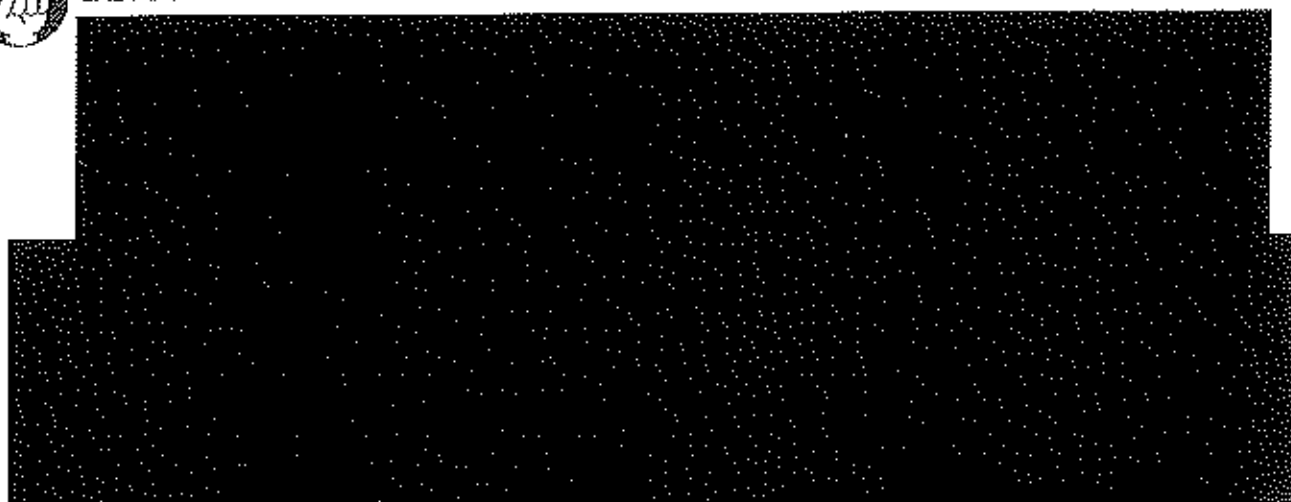
他社には真似できない安心保証で解決！！

### 保護者とのコミュニケーション

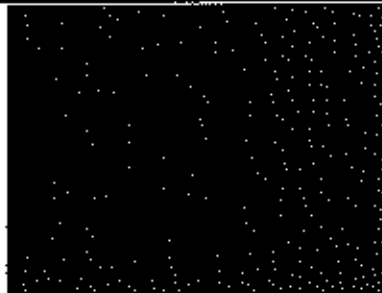
## ■育成における創意工夫



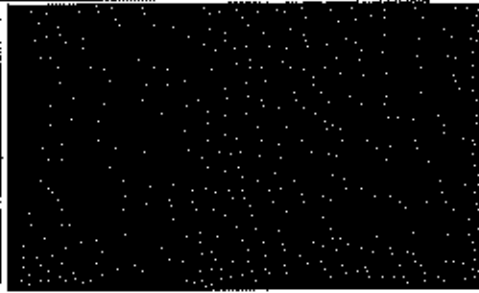
放課後子どもプランへの参加



室内レクリエーション  
巨大風船バレーボール

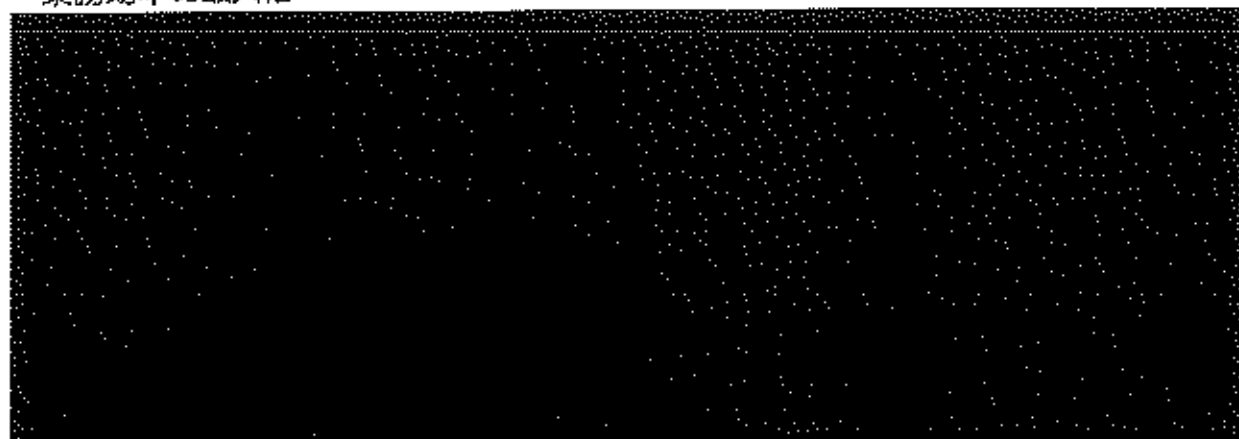


プレーパークでの所外保育



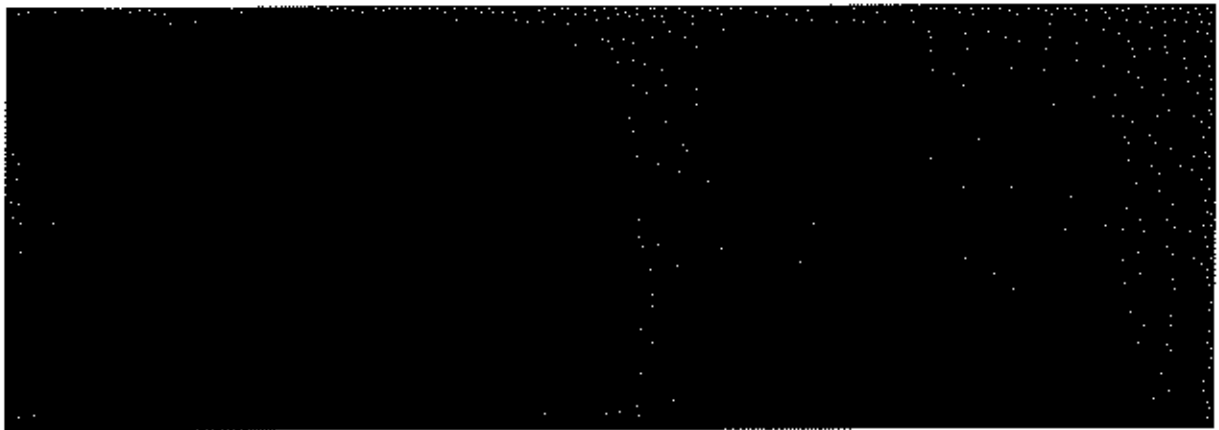
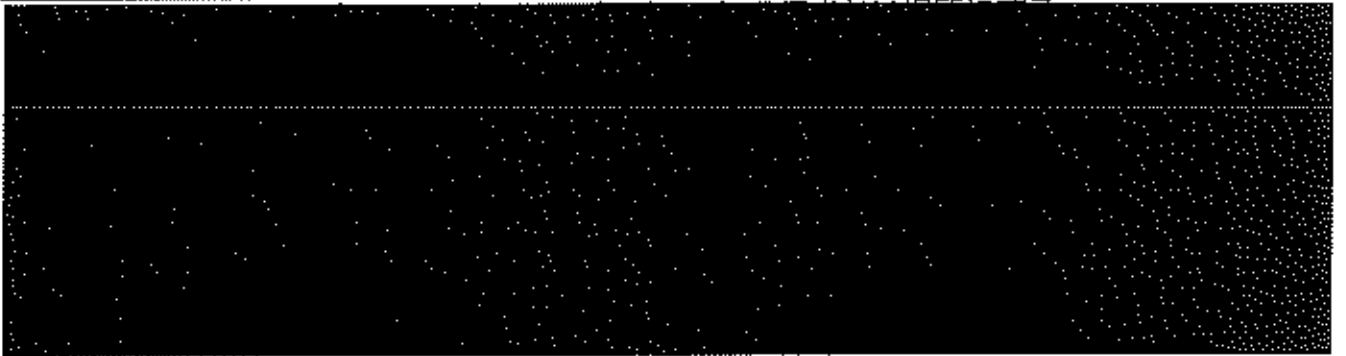
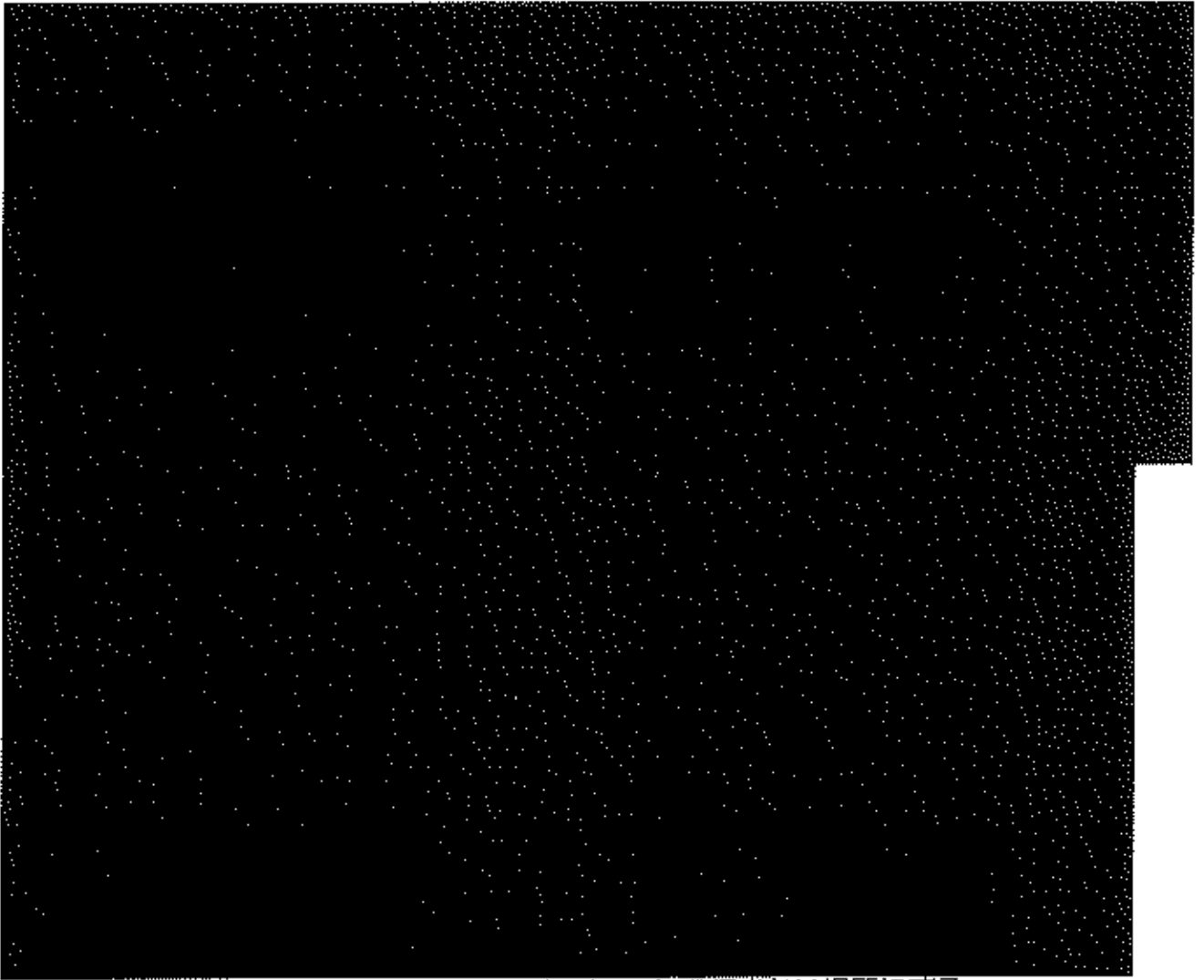
外部講師によるスポーツ体験

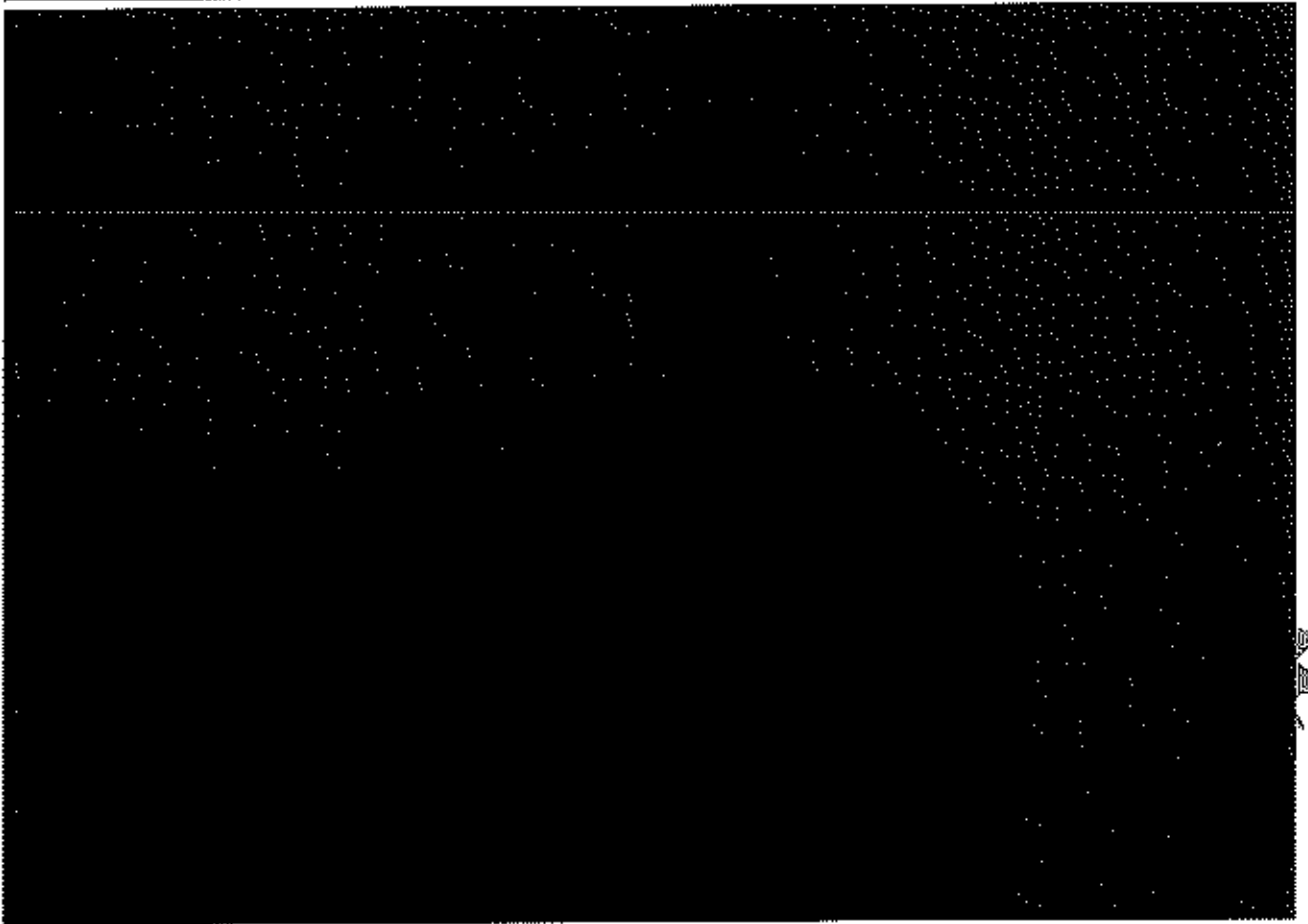
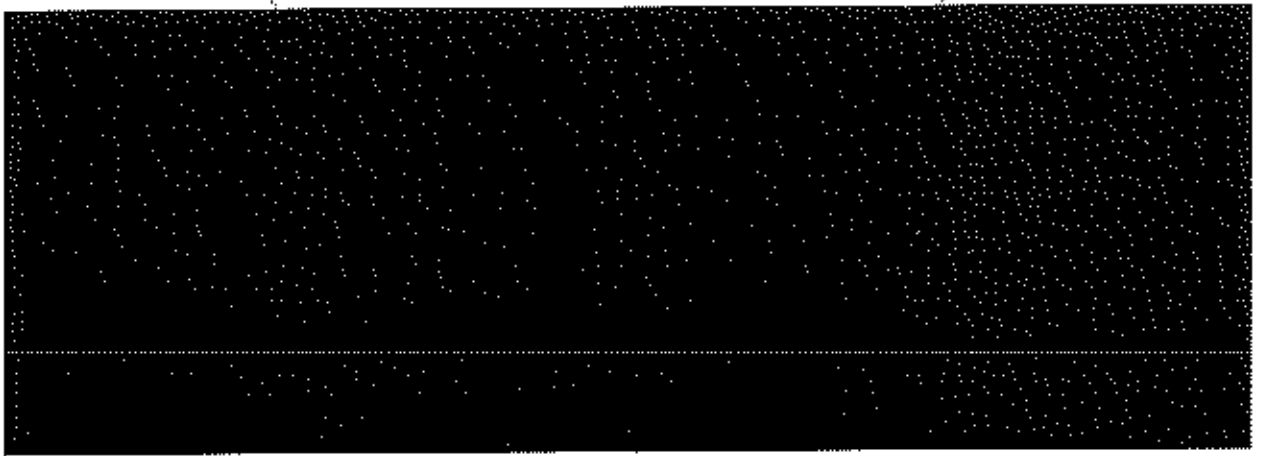
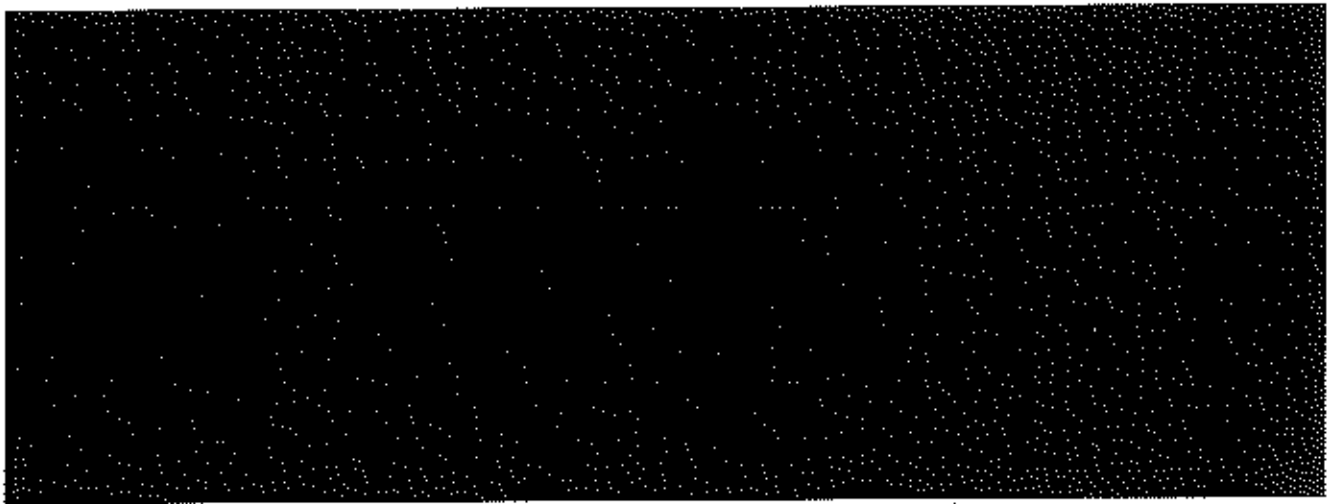
業務効率の最大化



【異年齢児が関わることで獲得できる経験やスキル】





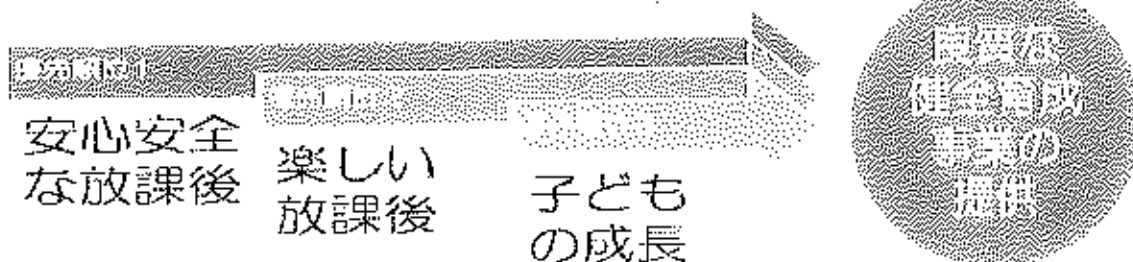


## ■施設利用の促進方策

効果的運営を実現する3つの提供価値

児童の健全育成における3つの提供価値と優先順位は

- ① 安心安全な放課後 ② 楽しい放課後 ③ 子どもの成長の順で考えております。「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、安全に過ごせる場といたします。また、子どもの発達過程や家庭環境などを考慮して育成を行い、育成の質の向上、施設の機能の充実を図るよう努めます。



利用者主体のフレキシブルな運営

- ① 利用者の声を集める



- ② 実現可能な具体策を練り上げる

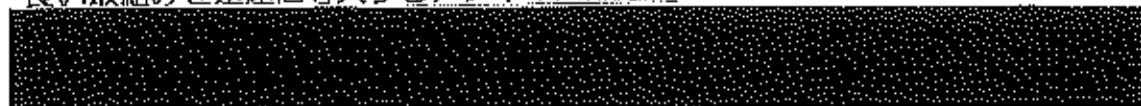


- ③ 利用者と共に作り上げる

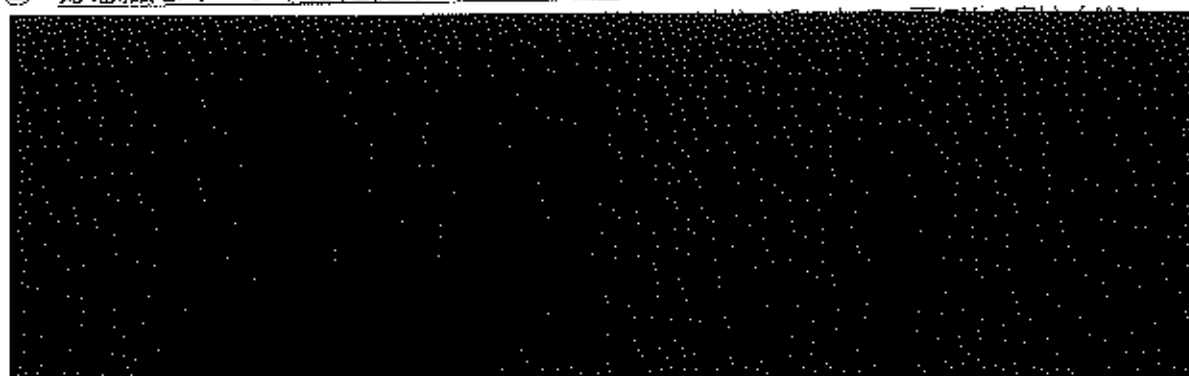


潜在ニーズに応えるスピード感ある運営改革

- ① 良い取組みを迅速に導入するアジャイル型運営

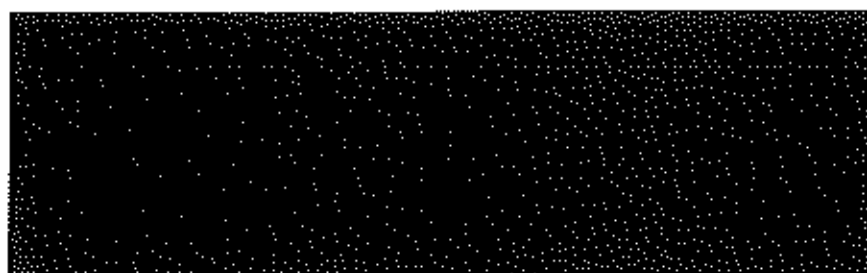


- ② 好感触なイベントは定例イベント化する

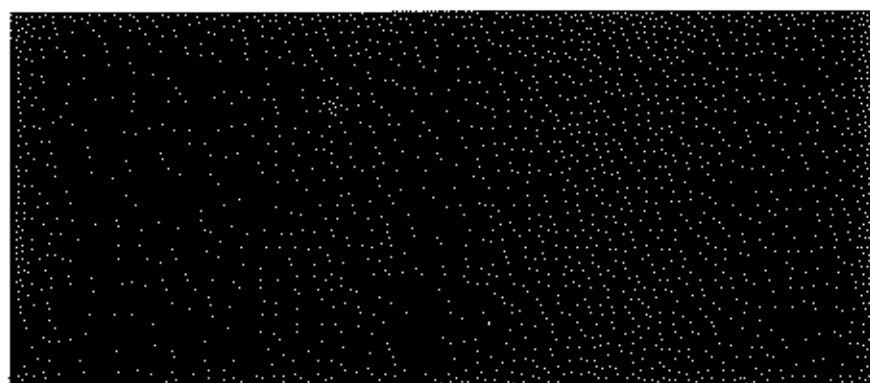




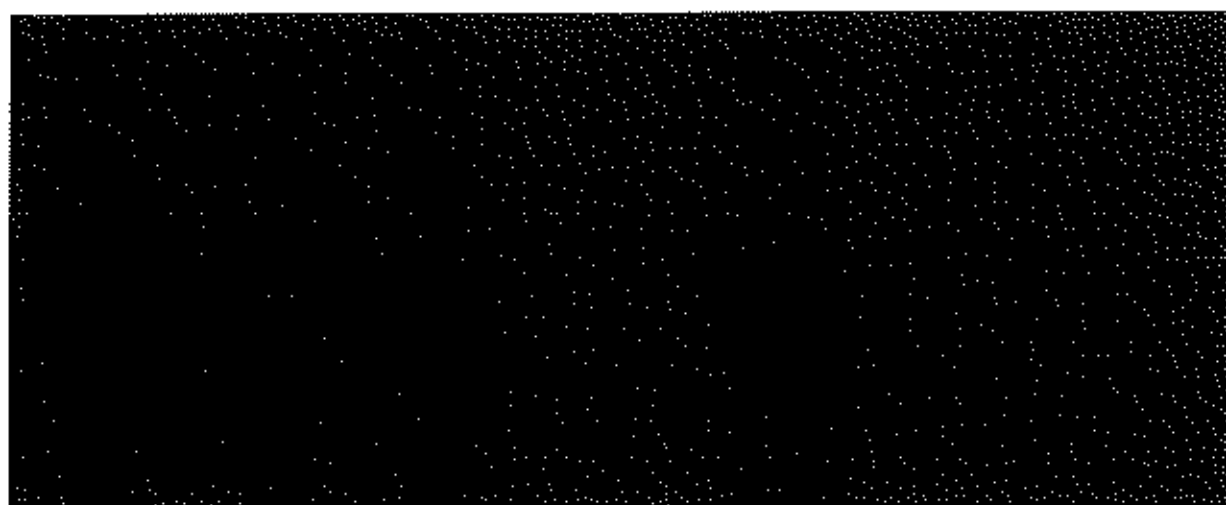
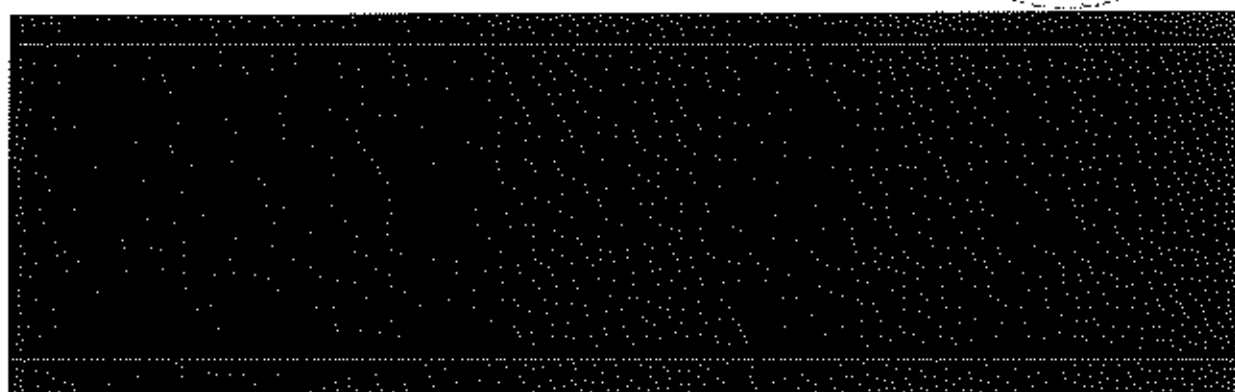
## ■ 本社のバックアップ体制

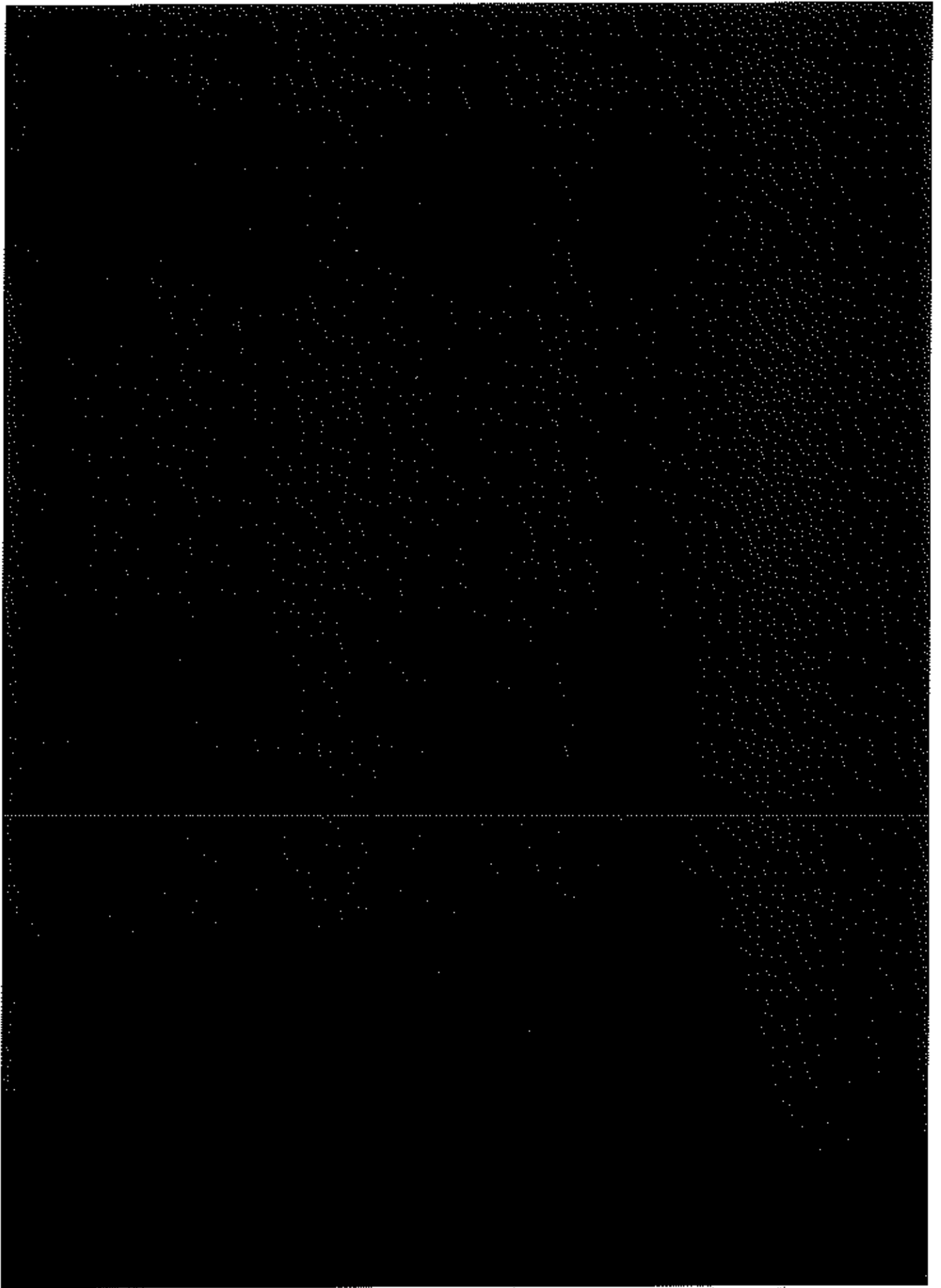


職員の定着率  
↑施設当たり退職率

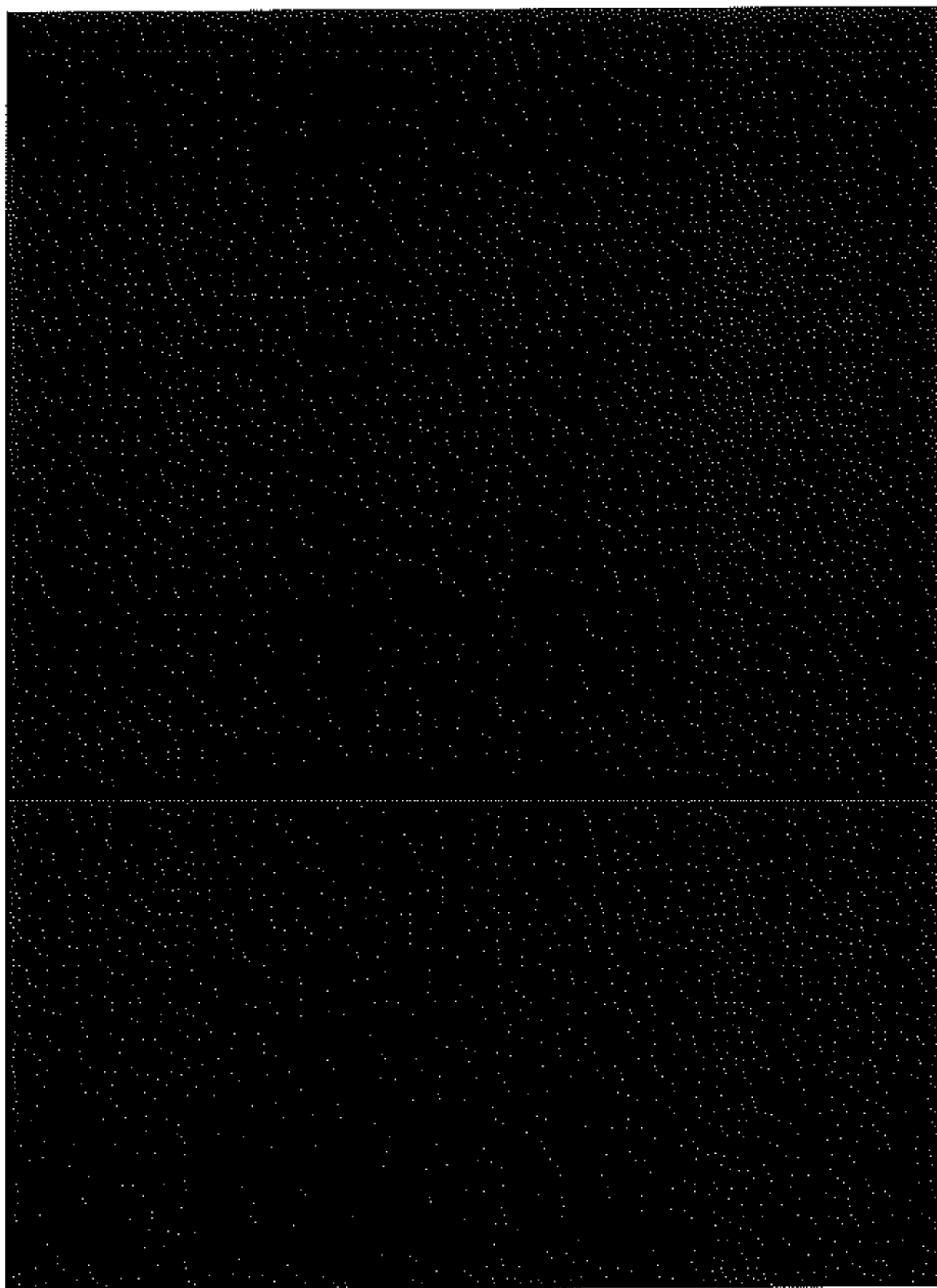


施設長の  
産休・育休  
取得率





## (8) 受託への熱意・意欲

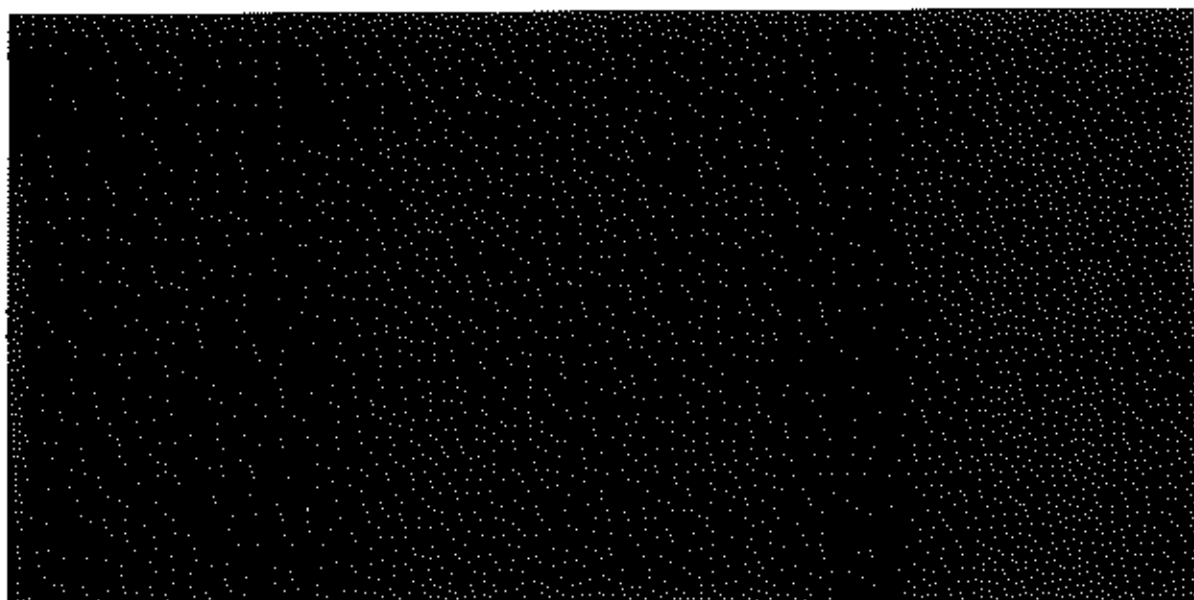


## (9) 事業運営への独創性

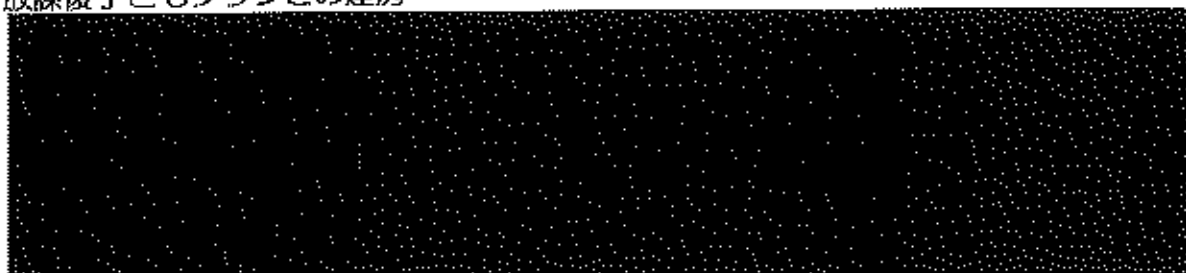
\*団体等ではかできない事業提案

## ■西町ワンチーム宣言

現在西町学童保育所ではさまざまな地域の方と関わっていろいろな体験をしています。今後も地域の方や活動団体との関係を継続していき、西町学童保育所と一体運営を実施してまいります。



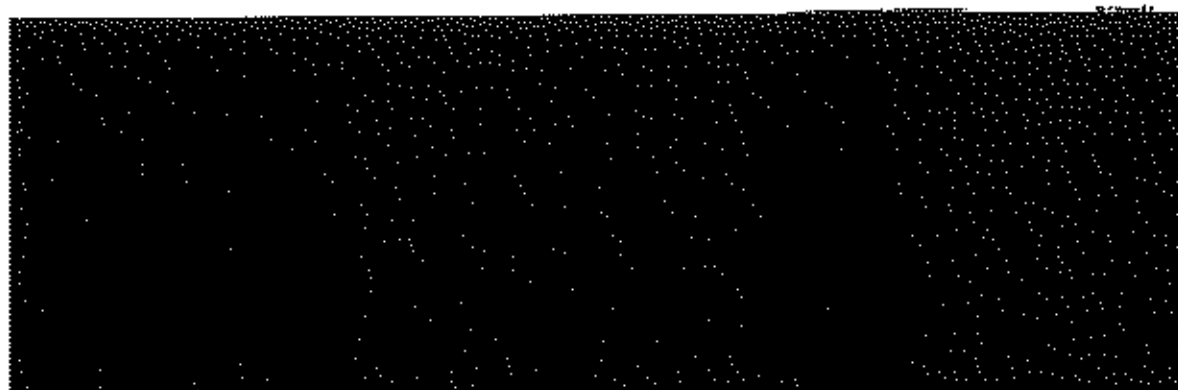
放課後子どもプランとの連携



地域資源を生かした交流活動



地域協力による伝統行事体験



あやとり名人のあやとり教室

吹矢体験（スポーツ吹き矢）

子どもボランティア推進事業

## ■保護者へのサポート

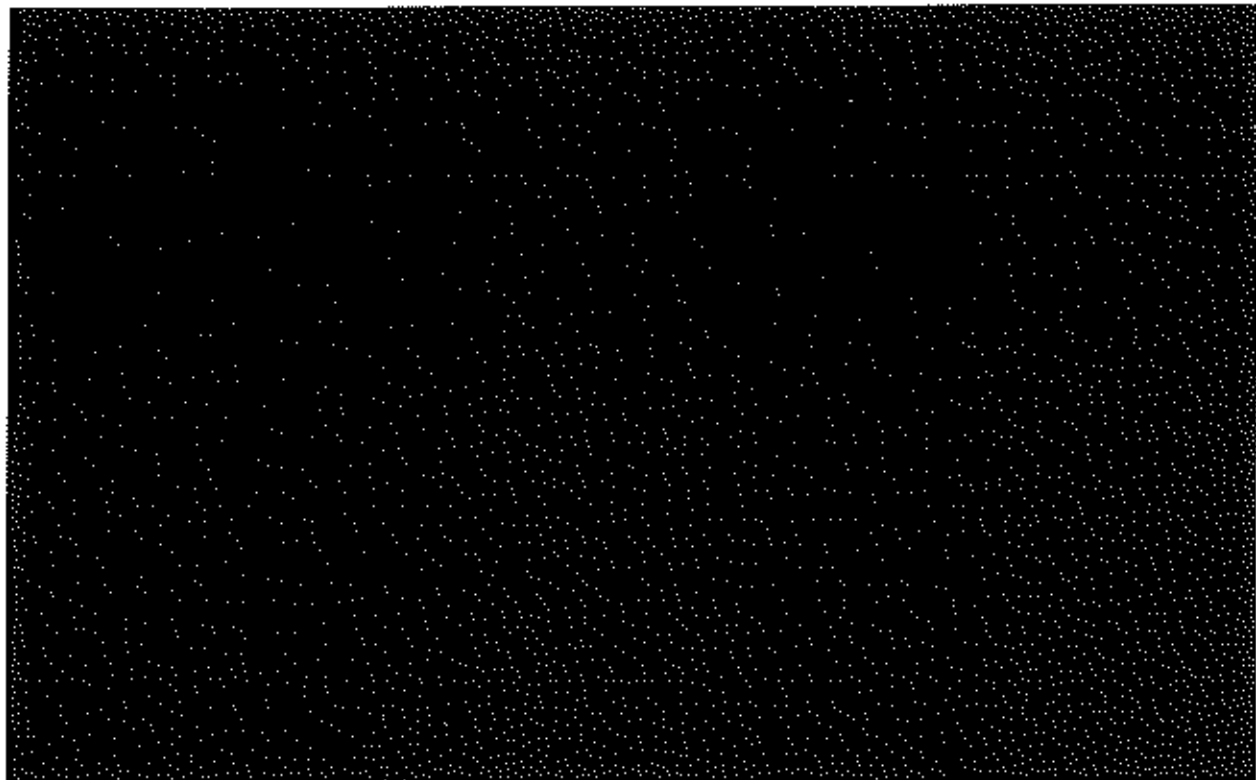
保護者の負担軽減と食育

③手作り風食・手作りおやつ

#### ④グリーンカーテンと収穫

#### ⑤補食の提供

### ■保護者の安心安全



## ■子育て相談事業



### 相談事業に関する具体的取組み

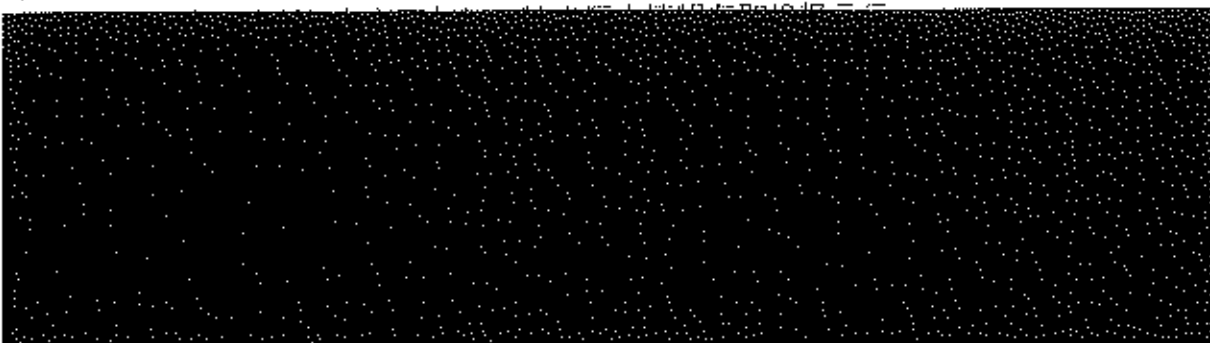
- ・立ち話程度のものから事務室での悩み相談、子ども家庭支援センターとの連携が必要な案件まで幅広く対応します。※開館時間内随時
- ・相談された内容は、次回の相談時に役立てる他、相談技術を高めるためのケース会議や相談内容全般の傾向を知るための資料として記録をつけます。ただし、プライバシーには十分配慮します。

年間相談件数

**1000** 件以上

※自治体の家庭相談人の  
相談を除く

### 相談を受けるうえで順守すべき5つのポイント





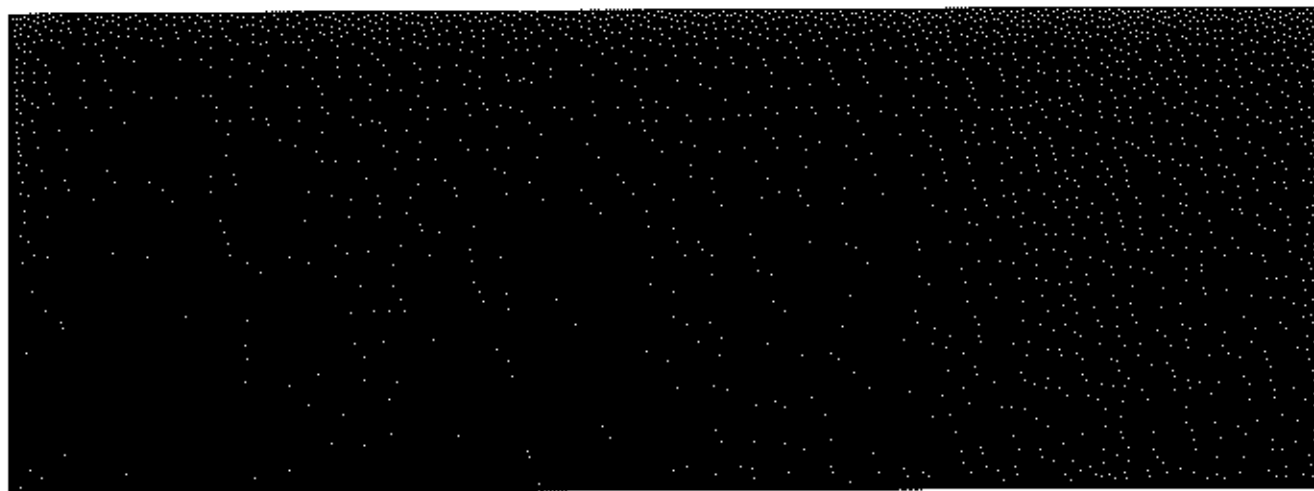
## (10) 施設管理の安全性への配慮

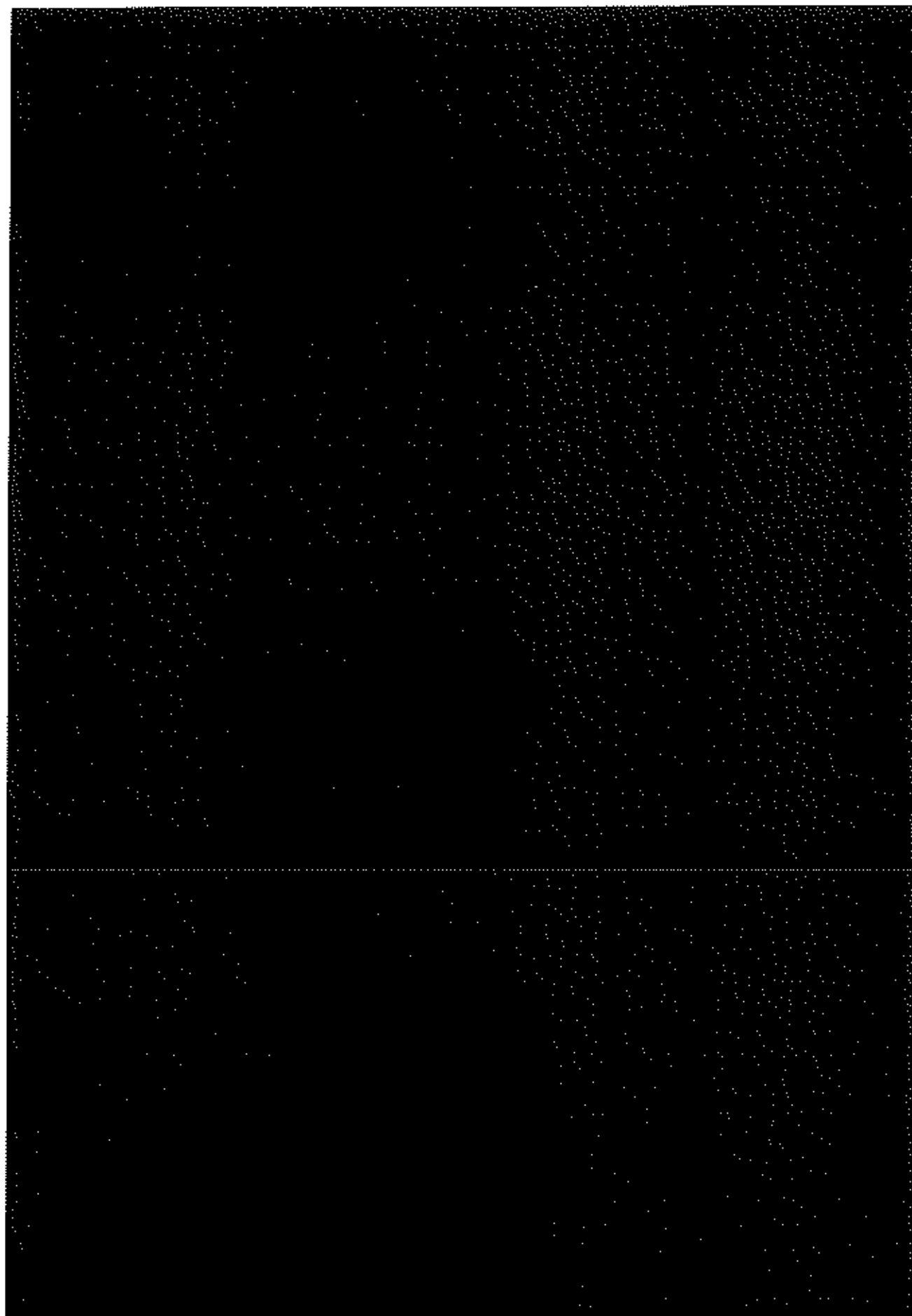
※有資格者の常駐・施設管理の専門性のある団体等

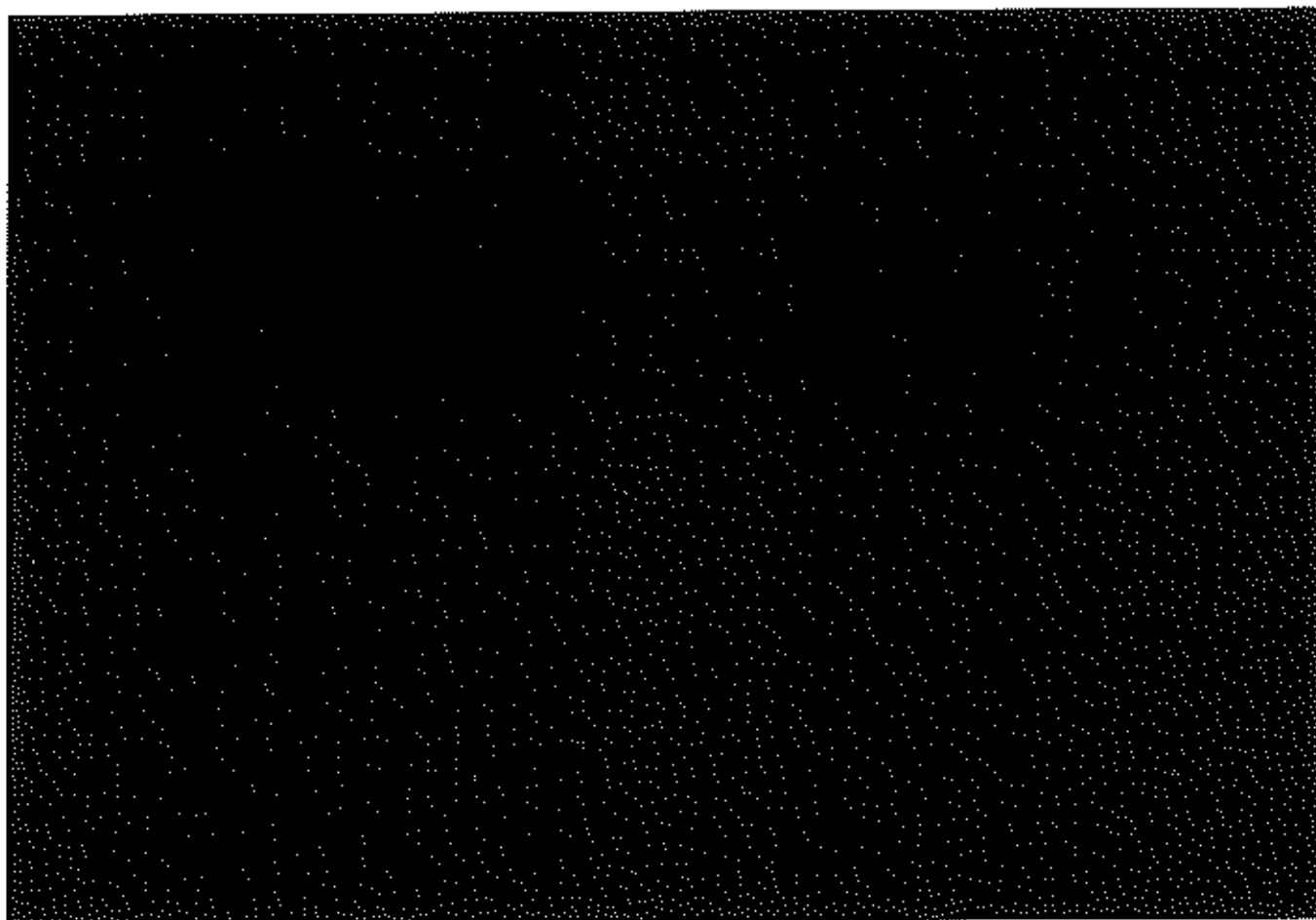
### ■多様な資格を持つ職員の配置



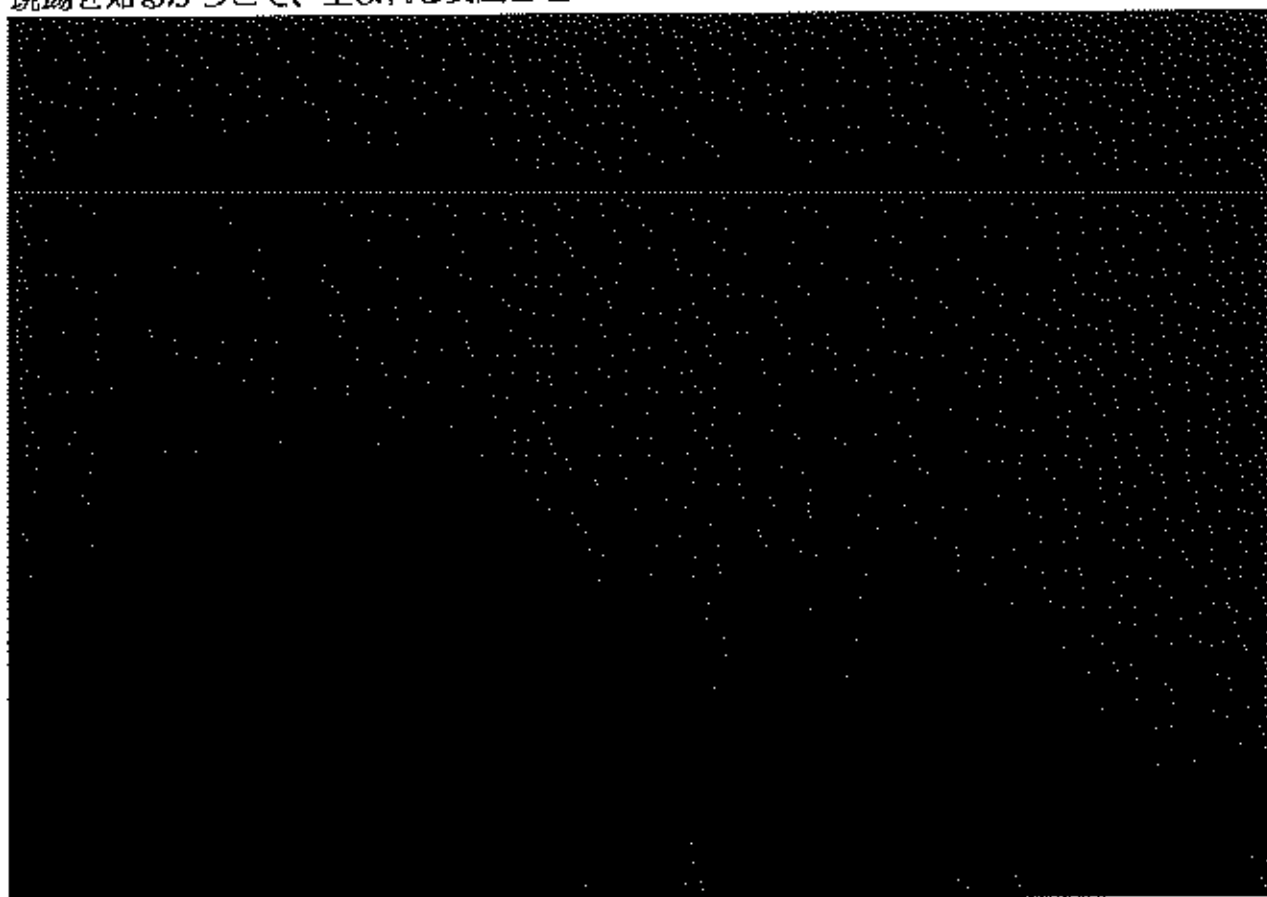
### ■日常的な安全管理について





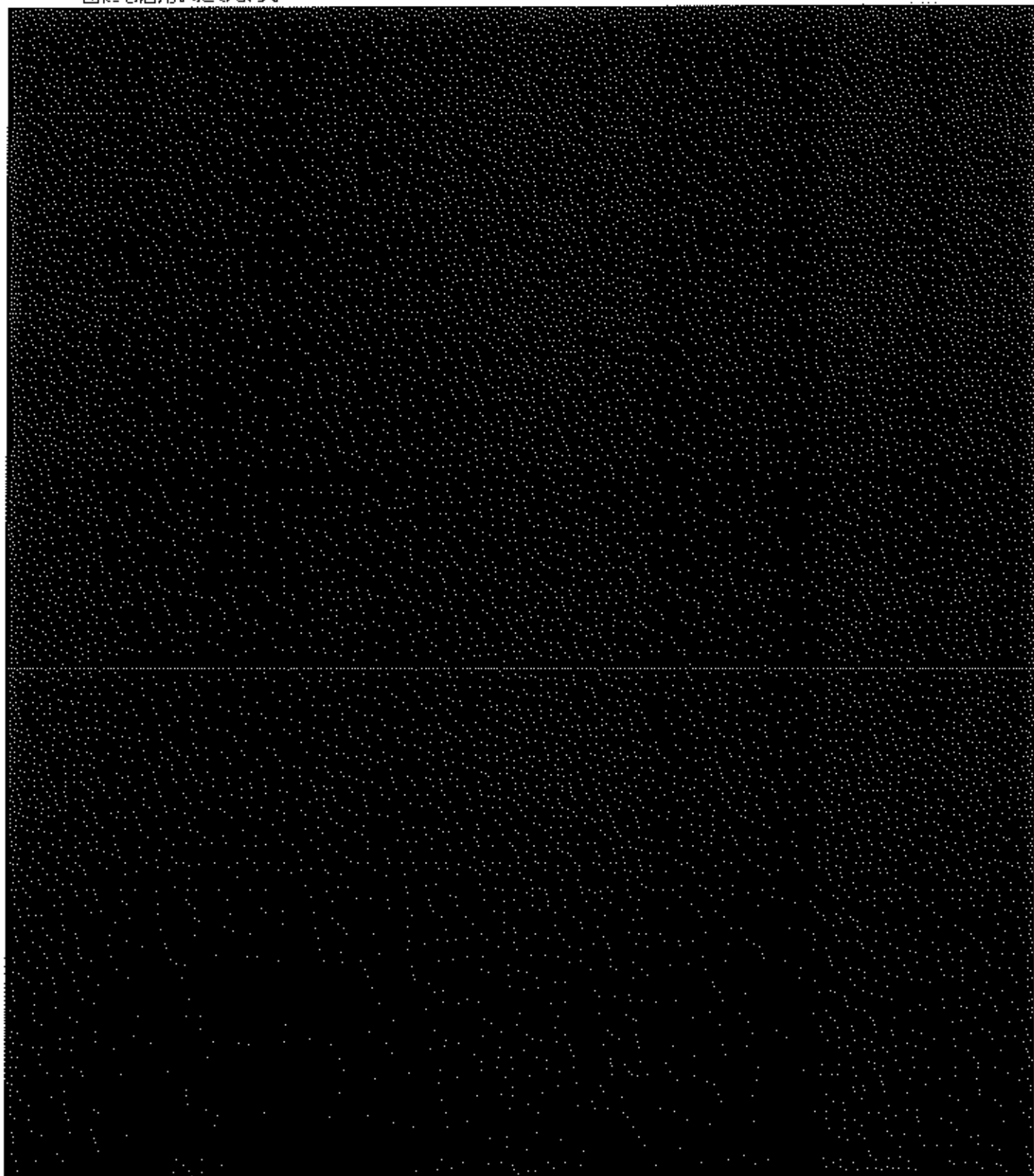


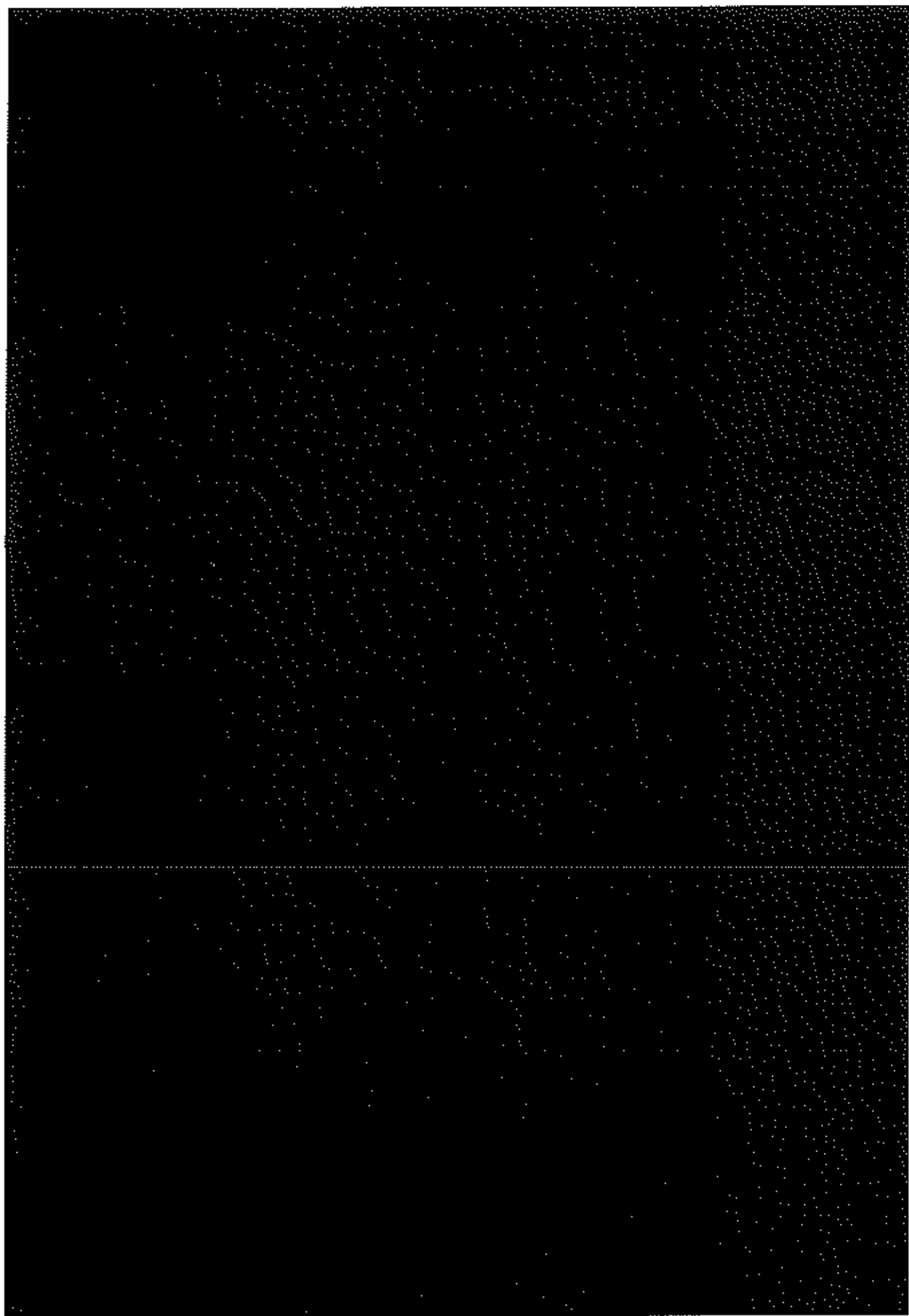
現場を知るからこそ、生まれる安全管理

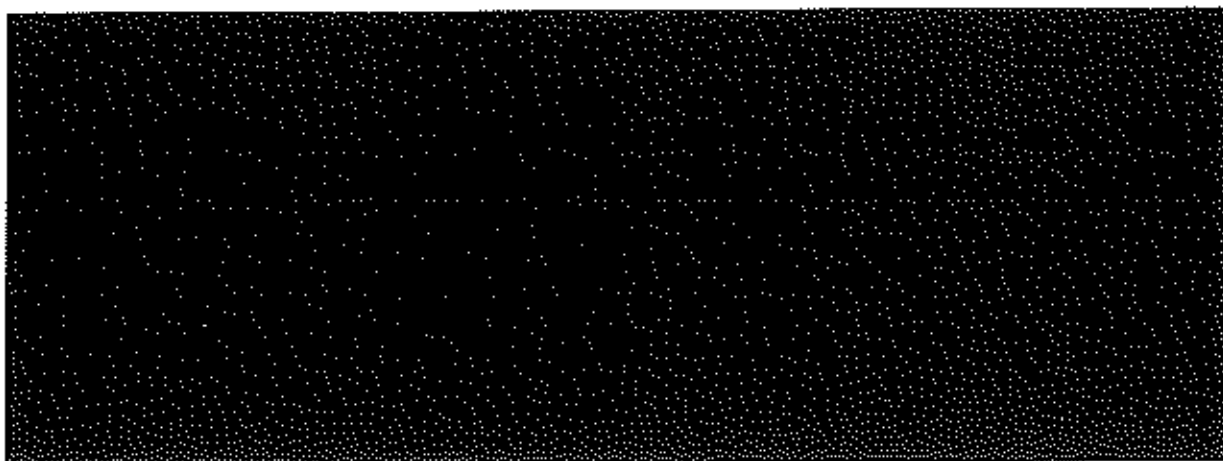


## ■児童の安全管理における取り組み

当法人は、数多くの児童福祉施設（保育園・児童館・学童保育所）の設計を手掛けているため、安全面の配慮への強いこだわりと様々な対応事例があります。保育で培った専門性を児童館・学童保育所の運営にも活用いたします。







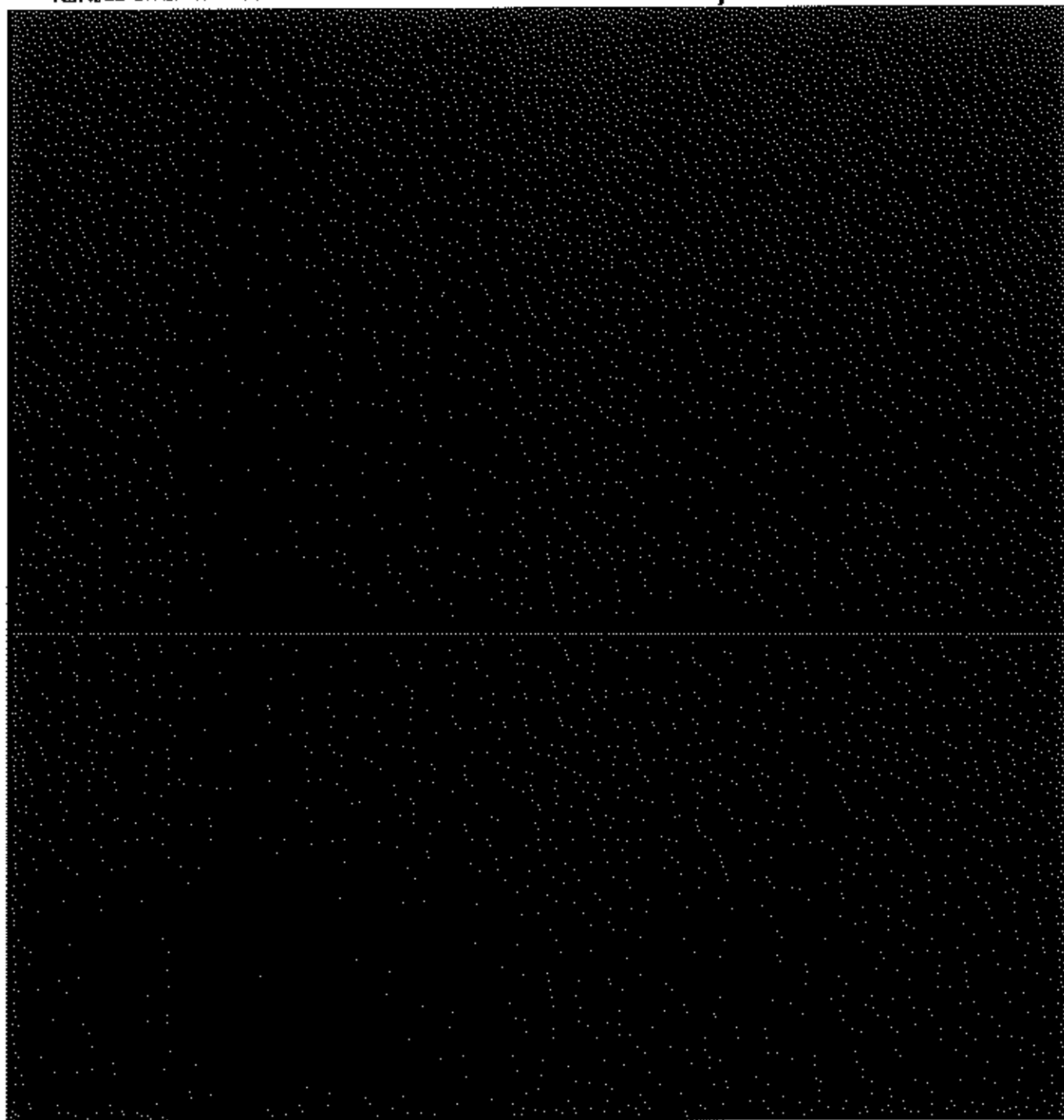
## ■定期的な安全管理について

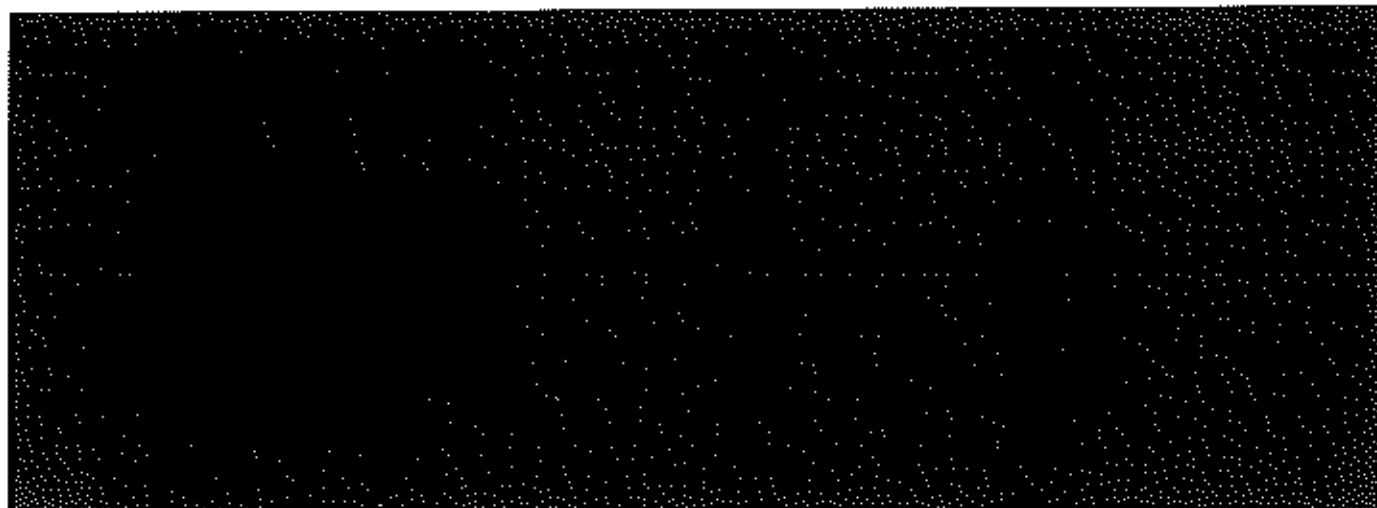


## ■ 日常の衛生管理について

日頃から環境整備に努め、常に施設全体を健全な衛生状態に保ちます。子どもたちが日々生活する環境を清潔にするために、下記取組みを実行することで快適に活動できる場所を維持します。

### 定期的な衛生管理計画



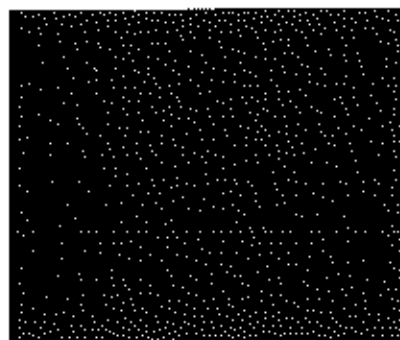


## ■感染症予防対策への取り組み

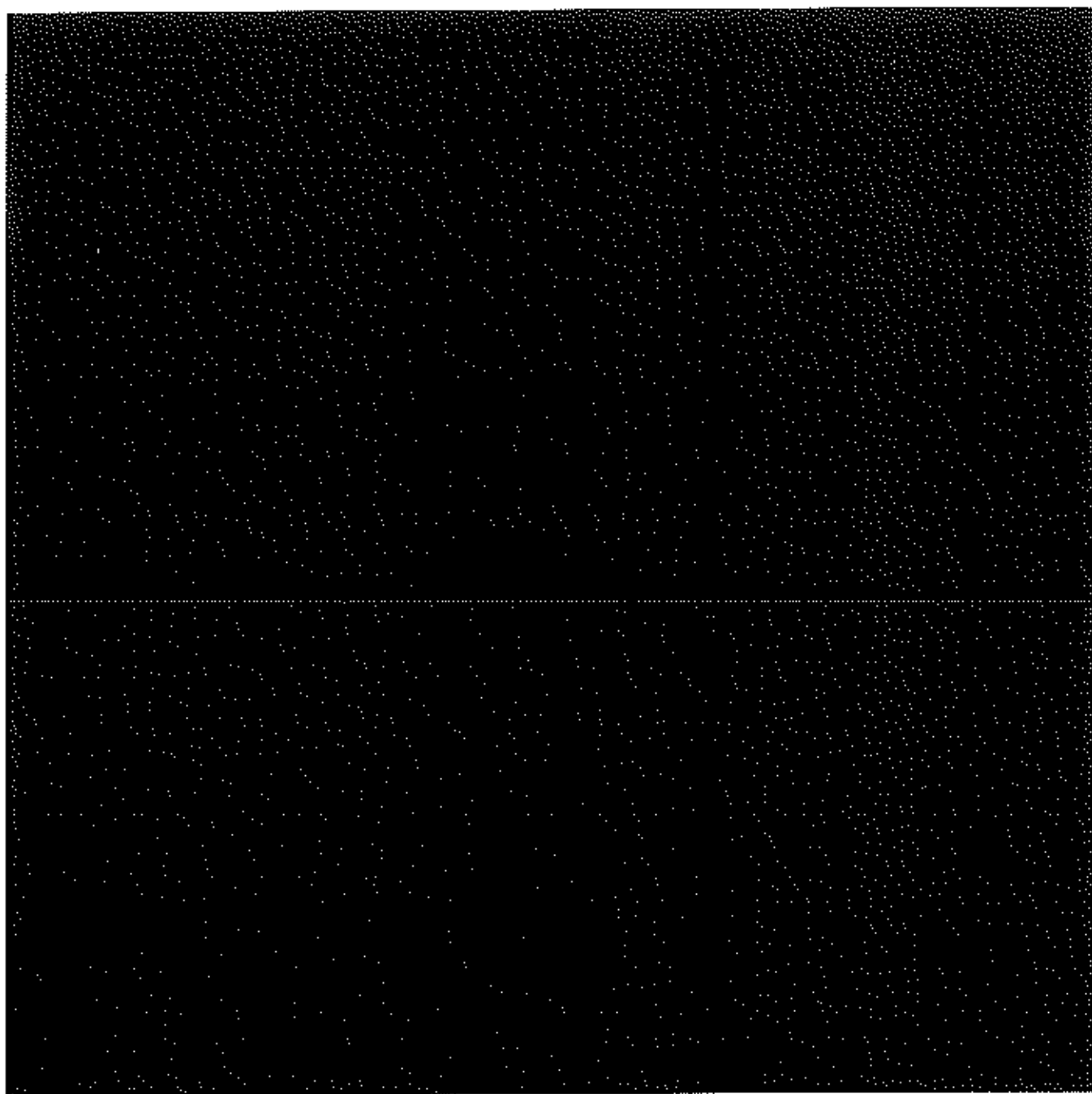




① 受け入れ時の対応

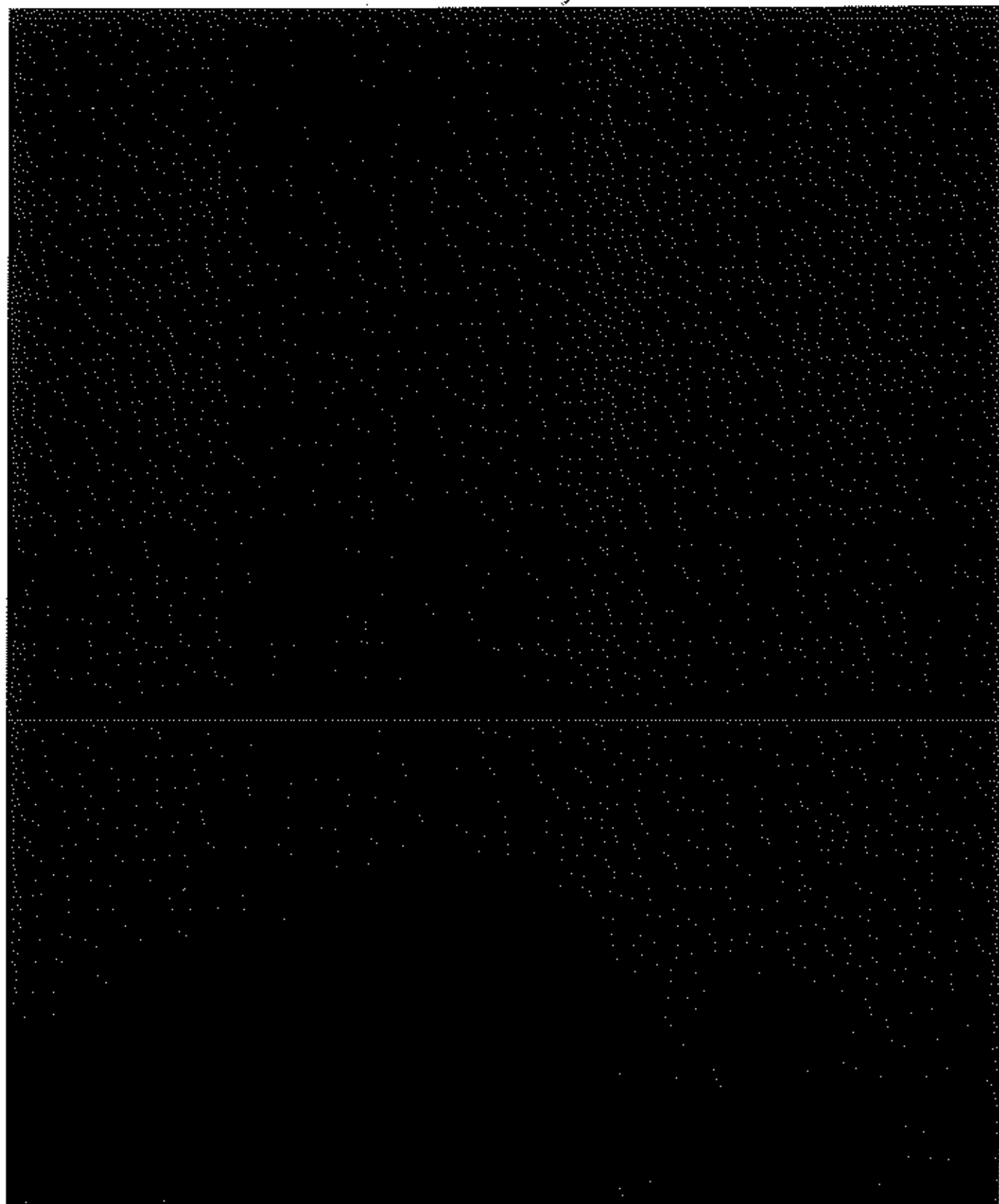


② 玩具・遊具の消毒



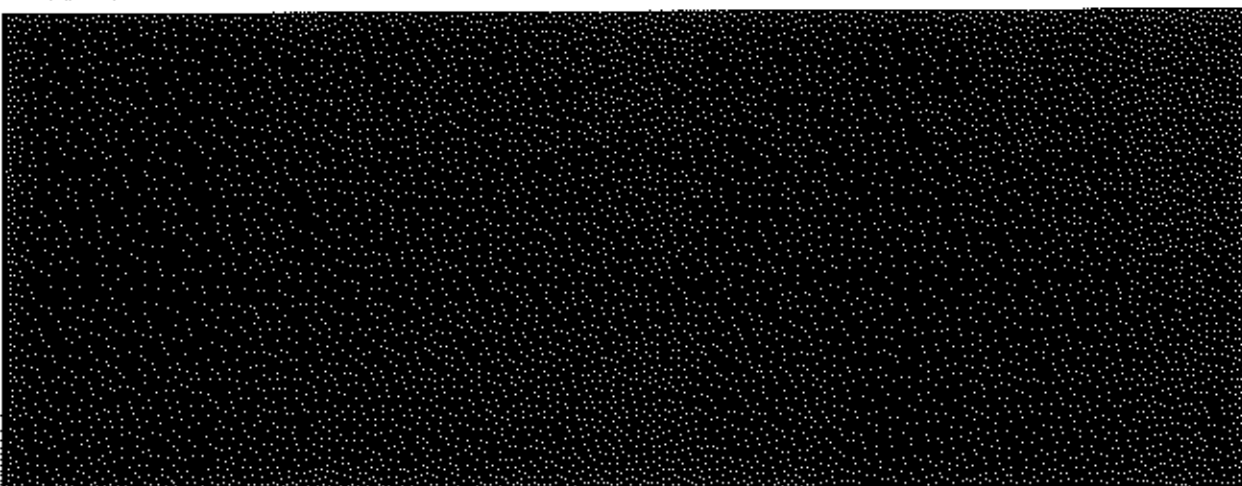
## (11) 利用者への対応状況（接遇・苦情対応）

\*利用者への対応マニュアル・社員教育独自マニュアルの整備（利用者へ平等利用は確保できているか）



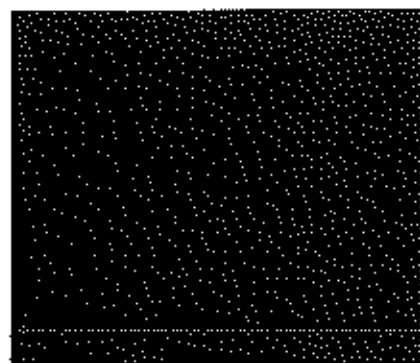
## ■苦情対応について

苦情・ご意見・ご要望を頂いた際は、私たちの気づかないこと、改善すべきことという認識のもと、より良い運営とサービスの提供を目指して、またクレームが大きなものにならないように、時間を置かず、受けたらすぐに対応します。既存事業での経験を活かして、頂いた苦情・ご意見・ご要望の適切な解決に努めます。施設に寄せられた様々な課題の解決に、全職員と本社が一丸となって取り組み、一層の運営の質の向上やサービスの向上に努めます。



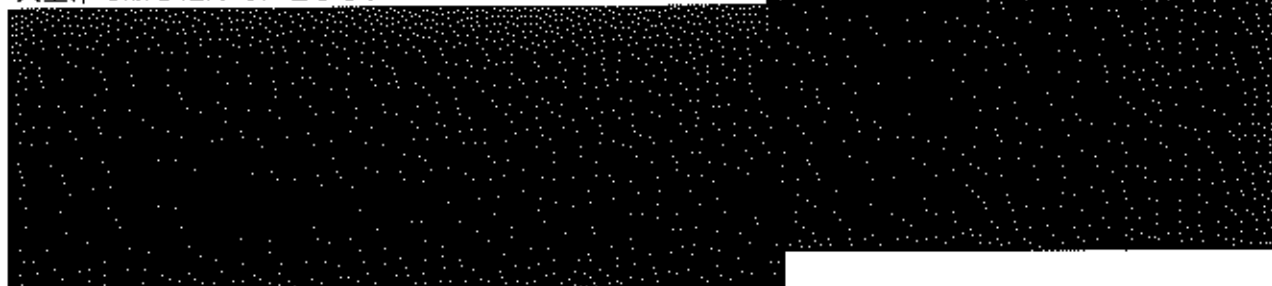
### 苦情処理後の対応

苦情・クレームはその場で処理して終了ではなく、その後施設内で会議等を設け、改善案を検討し、発生から結果までのプロセスを苦情報告書として情報共有することにより、再発を防止し、より良い運営に役立っています。法人の運営全体に関わるものなどは、プライバシーを配慮した上でHP上にて内容を公表します。



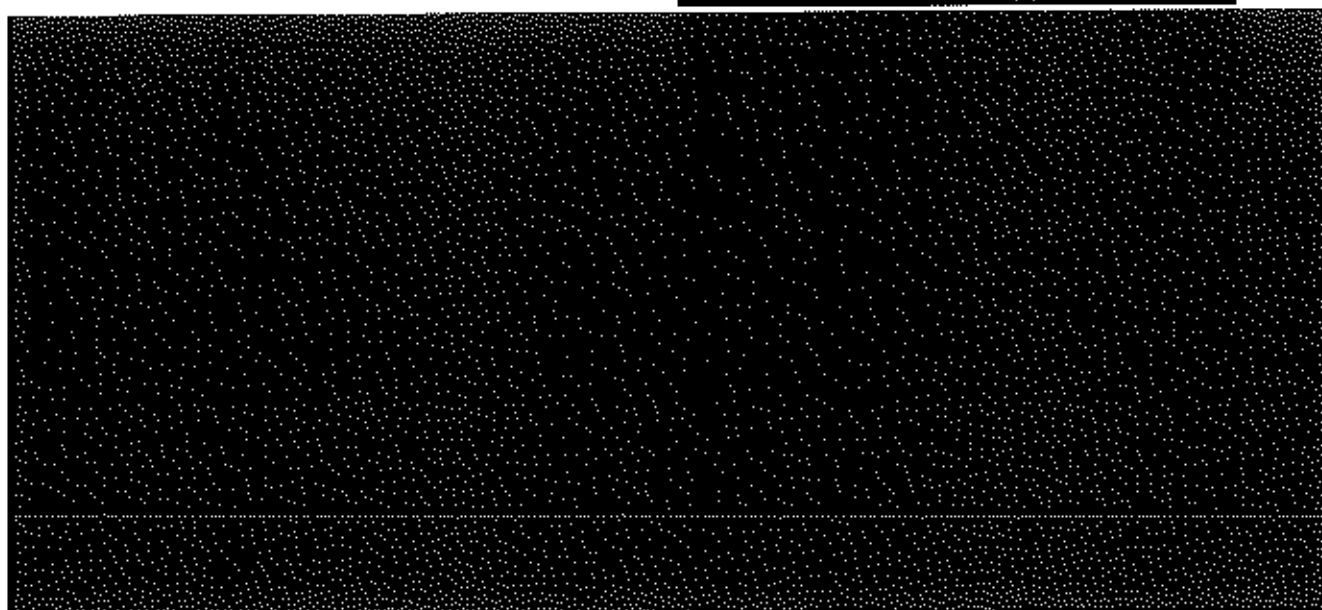
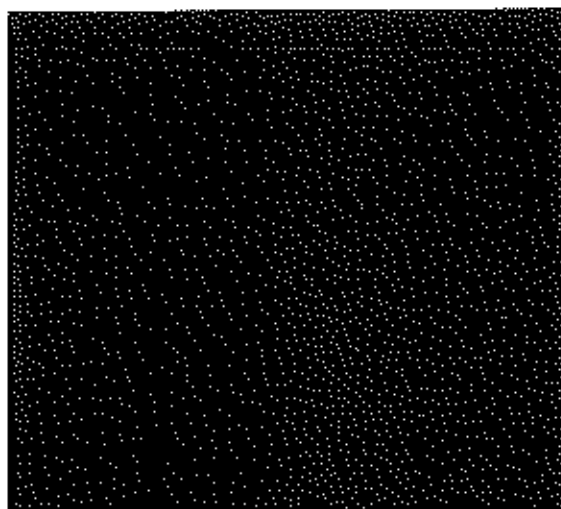
### 不満が顕在化する前の高見・要望をくみ取り

「子どもがお世話になっているからなかなか苦情が言えない」これが保護者の本音です。当法人ではこうしたなかなか表に出てきにくい保護者の声を左記図のように様々な手法で苦情をいち早く汲み取ります。施設運営の見直し・改善に役立てていきます。また、以後同様のご意見を頂かないように系列施設内でも情報共有し、改善に向けて法人全体で取り組んでいきます。



## ■保護者アンケートの実施

施設運営の見直し・改善に役立てていきます。その意見を運営に反映、結果を保護者に公表することで更なる施設運営の見直しに活用しております。アンケート利用者の満足度を把握するためにアンケートを実施します。アンケート結果に基づき、管理業務や事業等の改善に活かすとともに、速やかに国分寺市に提出します。また、アンケートは期間を決めて計画的に実施し、無記名とするなど出来るだけ回答への抵抗をなくし、率直な意見と高い回収率を得られるような創意工夫をしております。



## (12) 社員等の育成状況

\* 研修の実施状況等

### ■ 職員の指導育成

職員育成における理念、育成方針

「もっと自分を磨きたい」 その自己研鑽への意識を尊重する。

「先生」として仕事に向き合う姿勢を教える。

当法人は知識と同時に、仕事に対する取り組み方・姿勢の教育に重点を置いております。「先生」と呼ばれる仕事につく人は、自ら学ぶという意識が非常に大切であることをしっかりと伝えていきます。知識・技術を身につけるよりも、考え方・仕事に向き合う姿勢・自己研鑽への意識を尊重し、定着させることで、職員の資質向上を図ります。

職員が選ぶ  
働きやすい法人  
業界大手法人の中で  
満足度

第 1 位

※東京都公表の第三者  
評価に基づく調査

実施する研修についての考え方

「仲間」とともに学び切磋琢磨することで、  
成長を実感し喜びあえる機会を提供する。

職位に応じた階層別の研修や、経験年数に応じた研修に参加し、法人内の同じ立場の支援員・同じ年代の支援員同士が情報を共有したり、つながりを作ったりすることで、研修内容の定着とともに、職員の意識向上を図ります。

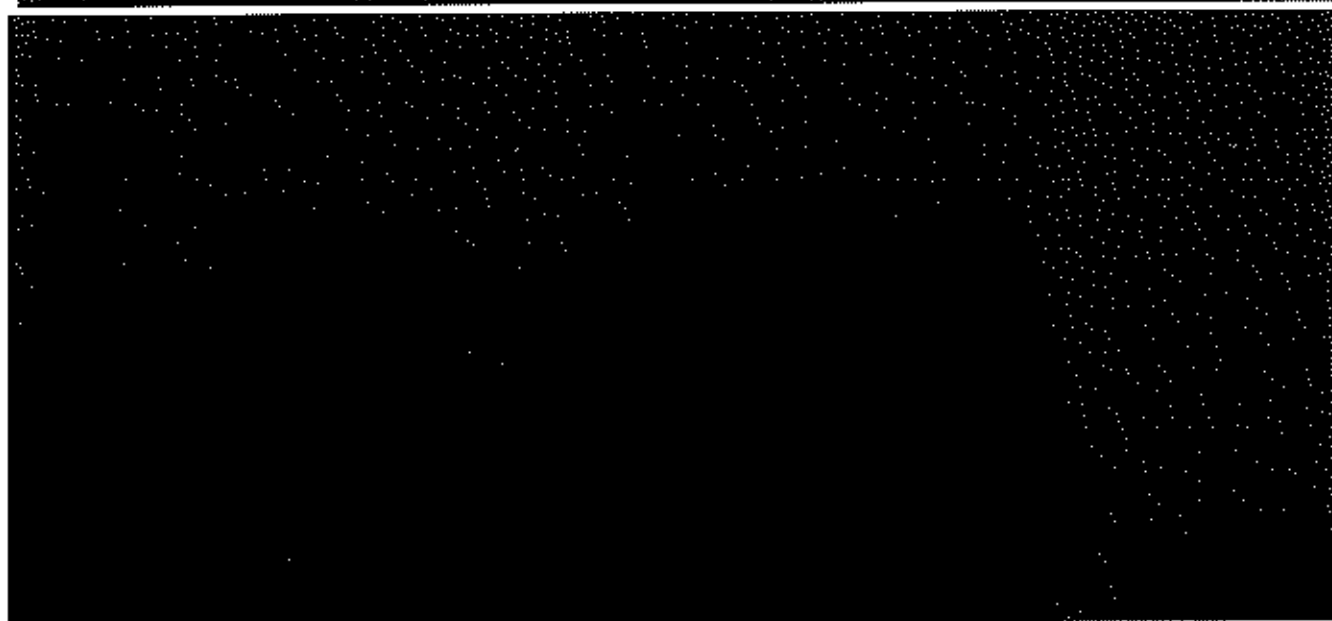
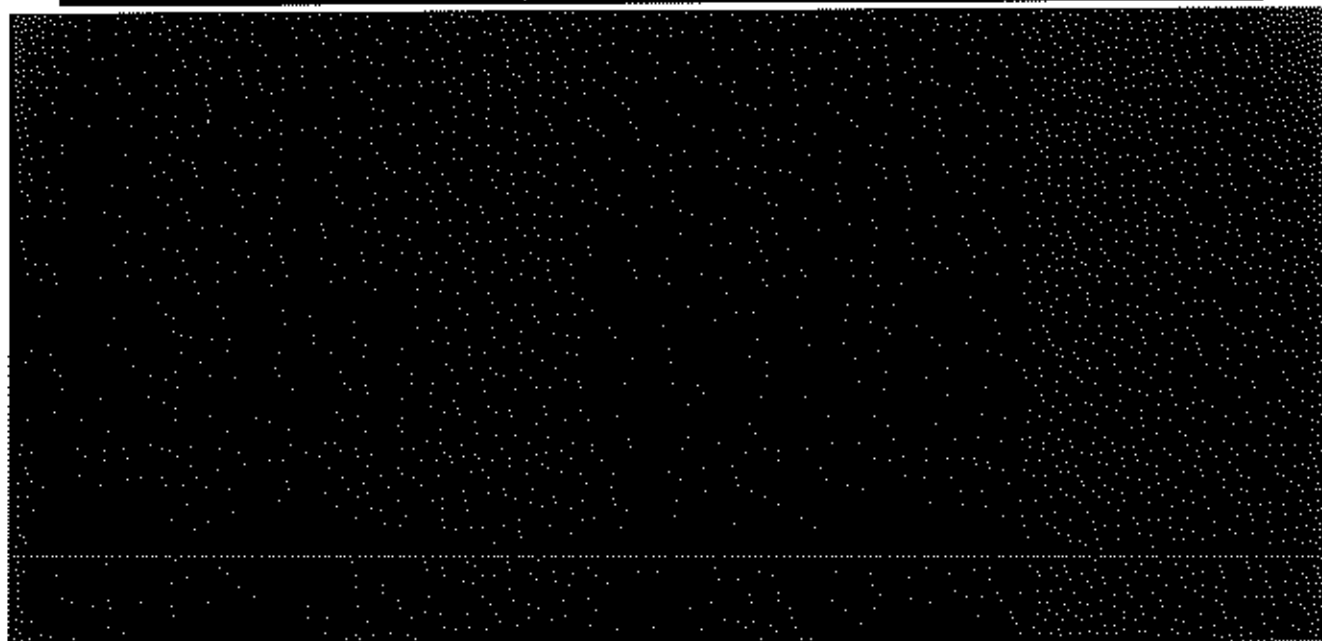
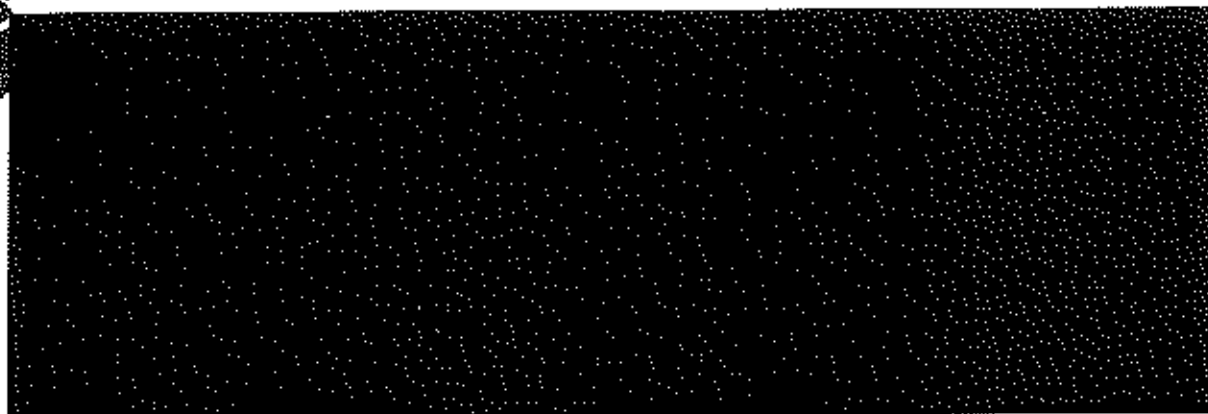
#### 年間研修計画の策定 ⇒ 多種多様な研修体系の確立

当法人には教育・研修部門があり、経営陣ならびに運営本部や現場のニーズの要望を集約した年間研修計画を作成しております。前年度の反省も活かし、前年度末までにはブラッシュアップした研修計画をまとめます。また、職員が研修を受ける際には、グループ内の系列施設から応援を要請したり、法人本部で抱えている予備の有資格者が代わりに出勤したり等が可能なため、積極的な研修の受講が可能となっております。

## (14) 自主事業などの提案

\*施設の設置目的に沿って団体が独自に企画し、自己の財源で行う事業

※自主事業収支計算書（書式任意）を提出してください。 ← 別紙記載

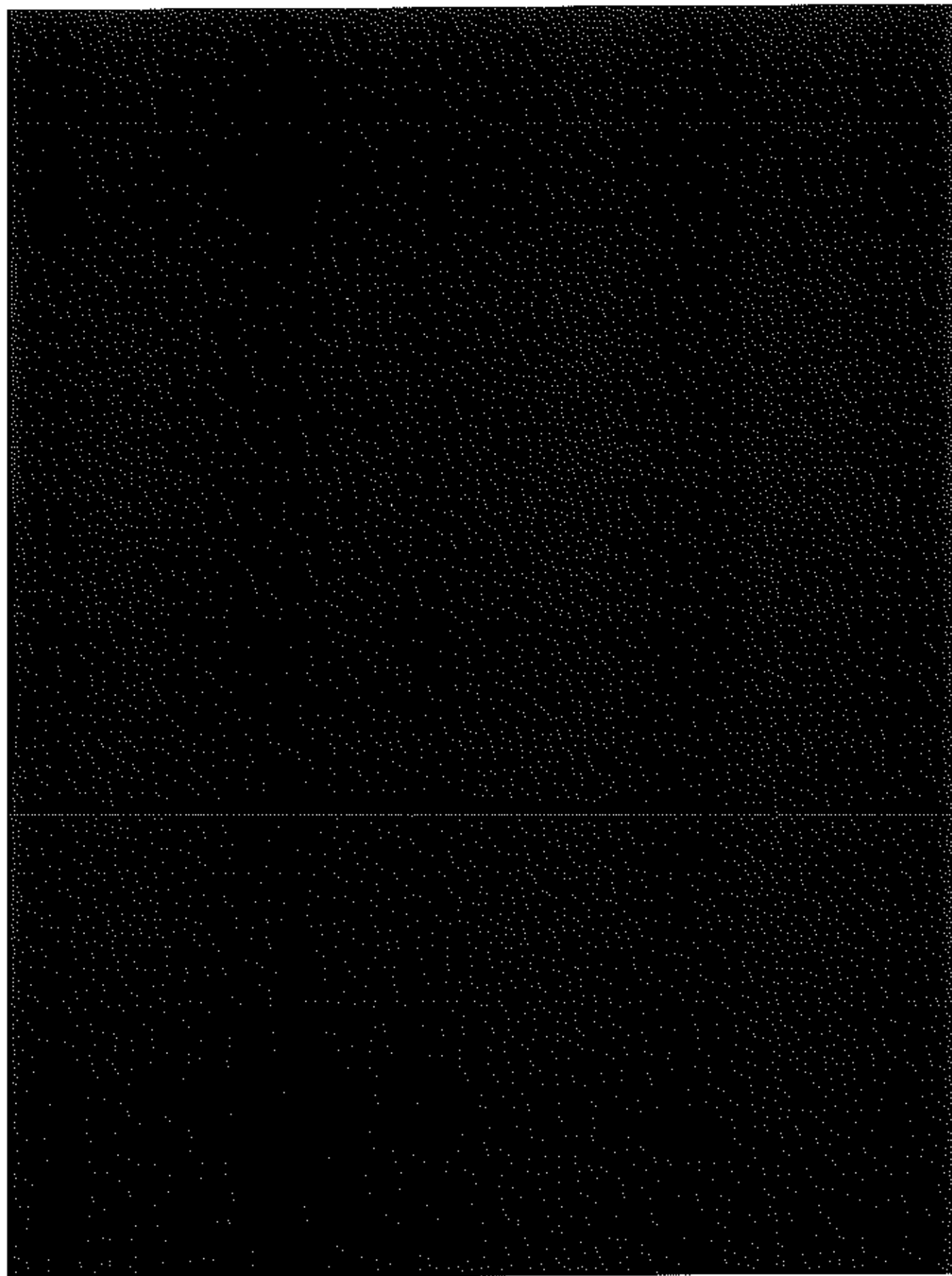


[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]





## (15) 障害者の雇用状況

※事業所（団体全体）における障害者雇用率を明記の上、当該施設における障害者雇用の考え方を記載

### ■障害者雇用の状況

(16) 高齢者の雇用状況

※事業所（団体全体）における高齢者（65歳以上）雇用率を明記の上、当該施設における高齢者雇用の考え方を記載

## ■高齢者雇用の状況

## (17) 管理運営に必要な提案金額

\*詳細の金額については別紙収支計算書に記載し、ここには金額のもととなる考え方やポイントを記載

### ■経費の縮減方法について

## (18) 環境への配慮

※事業所における省エネルギー、省資源、廃棄物削減、グリーン購入の推進等への取り組み状況

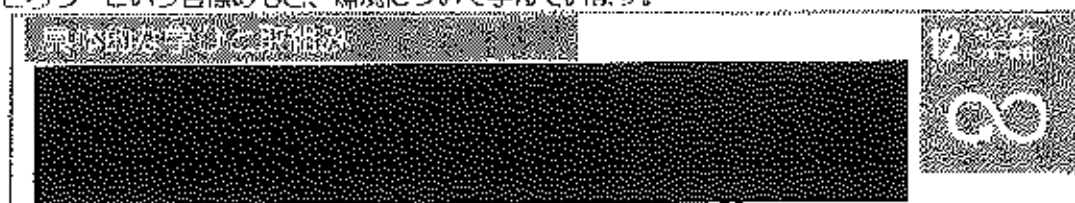
### ■当法人で実施している具体的な取り組み状況

第二次刷新都市総合ビジョン等、その他法令に則り、環境に配慮した施設・事業運営に努めます。

#### 省エネルギーに関する取り組み

##### ① 環境学習への取り組み 《SDGs12 つくる責任 つかう責任》

子どもたちと、“生産者も消費者も、地球の環境と人々の健康を守るよう、責任ある行動をとろう”という目標のもと、環境について学んでいます。



##### ② 自然（エコ）エネルギーの推進

保育園では園舎にソーラーパネルを設置し、太陽光発電を行うことで、積極的にエコエネルギーの活用を推進しております。また、子どもたちが発電した電力を確認できるような位置にメーターを取り付けてあり、保育のなかの環境教育としても取り組んでいます。

##### ③ 消費電力の軽減

施設巡回時に、使用していない部屋の照明OFF、夏場・冬場のエアコンの稼働状況確認・温度の調節など、こまめに確認し節電に取り組んでいます。

#### 省資源に関する取り組み

##### ① 勤怠管理・入出金管理・日誌・業務報告等の電子化による紙の削減

日常における、施設や本社間の情報伝達や給与明細など、今まで紙ベースで処理していた業務を電子化することで、かなりの量の紙の削減を実現しました。さらに現在紙ベースの書類についても、使用できるものは裏紙に使用するなど、資源を大切にする試みを行っています。

##### ② リサイクル工作

おやつ空き容器や段ボール、利用者の方から寄付で頂いたものを素材としてリサイクル工作を行っています。材料となる洋服等は、生地・ボタン・レース・スパンコールなどに解体して工作の材料にするのですが、子どもたちが解体の作業を手伝ってくれることもあります。素材から物を作る行程を、物を材へと戻す行程の中で学んでいます。



#### 廃棄物削減に関する取り組み

##### ① ゴミを小さく～ふくろおり～

学童保育所において、日々のおやつ提供の際にできるゴミを削減する取組として、包装紙を小さくして身近な生活の中で環境問題への取組としています。

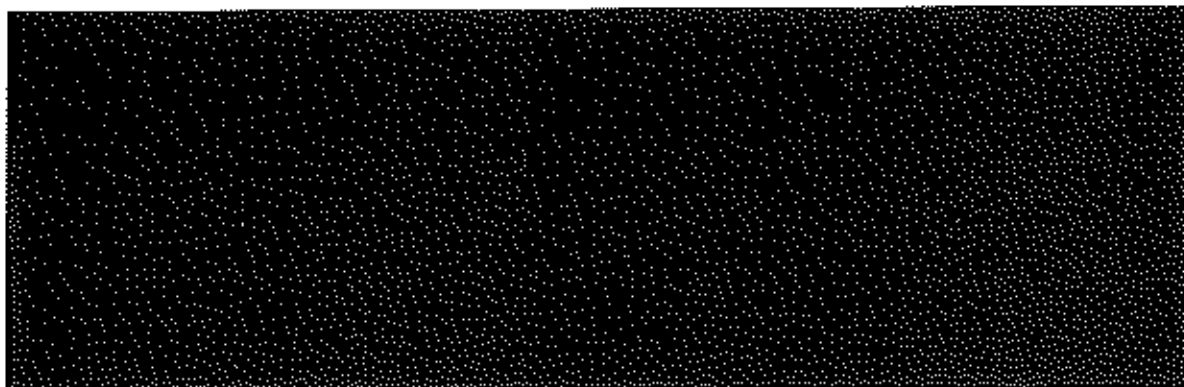
##### ② 遊具・玩具の修繕

一輪車やパズル玩具など、子どもに人気のある遊具・玩具は稼働率が高く、バツが劣化・破損・紛失することが度々あります。再購入した際、古い玩具は廃棄せずパーツとして保管しておくことで、過剰な出費を抑え、廃棄物削減にもつながります。児童館の「おもちゃ病院」も活用しています。



### グリーン購入に関する取組み

環境保全のため、コピー用紙等にグリーン商品を使用するなど、環境に配慮した商品を積極的に使用します。また、国分寺市グリーン購入基本方針及び国分寺市グリーン購入ガイドラインに基づき事務消耗品等の購入にも配慮しています。引続き職員会議でも全体に周知し、意識を高めると共に、日々改善に努めてまいります。



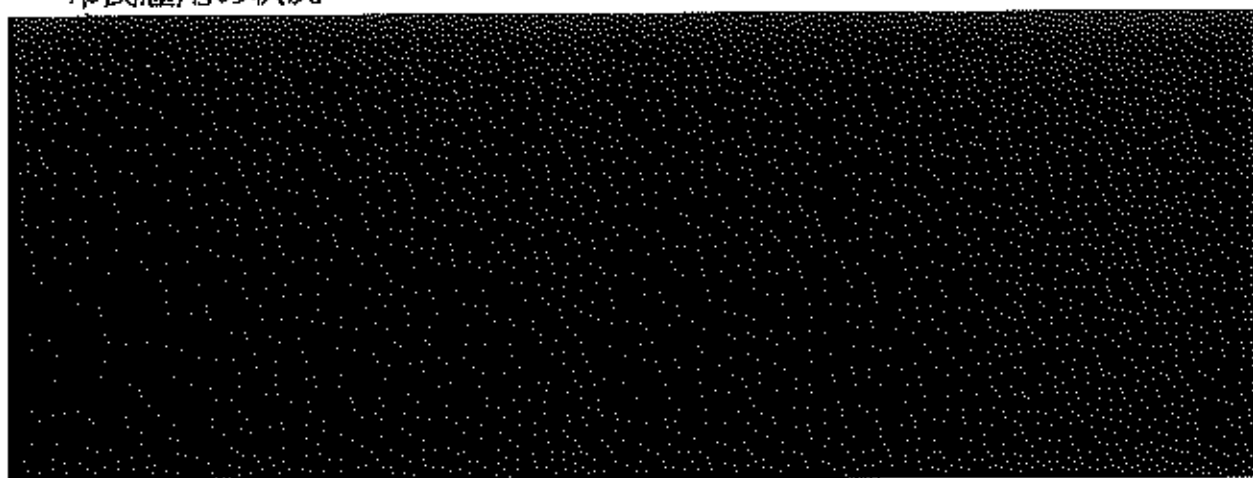
## (19) 地域雇用の状況

\* 当該施設における市内在住者の雇用について、現状及びこれからの計画

### ■市民の雇用について

当法人の代表は国分寺市の市民であり、国分寺に当法人を設立し、市内に複数の保育所を設け運営してまいりました。また、長年にわたり地域に密着した子育て支援を行ってまいりました。そして国分寺の地元企業として、地域貢献のため積極的な国分寺市民の雇用を進めております。西町学童保育所およびにしまち児童館においても、弊社運営の他施設と同様積極的な地域雇用を進めてまいりたいと思います。

#### 市民雇用の状況



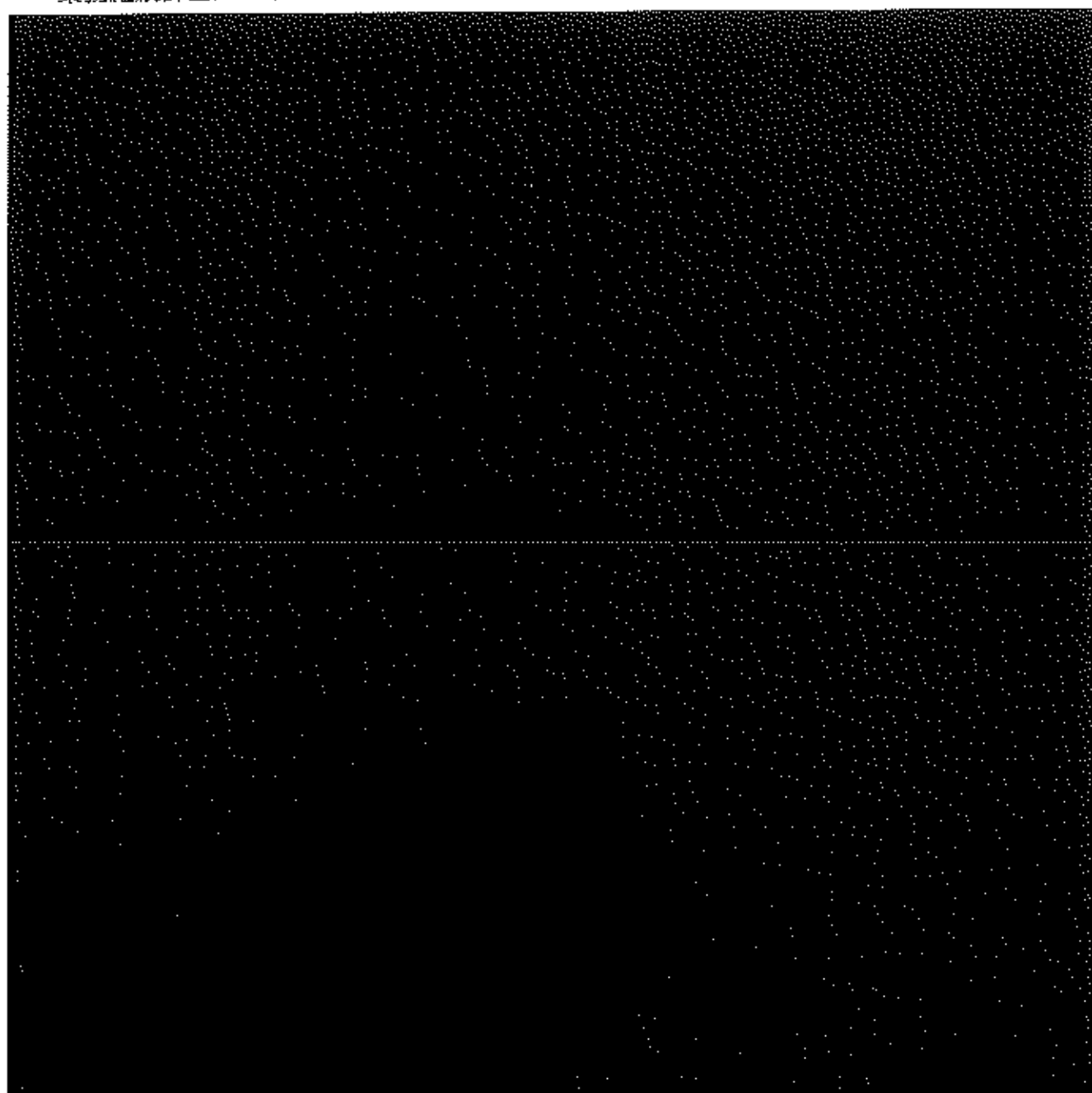
## (20) 災害時の対応

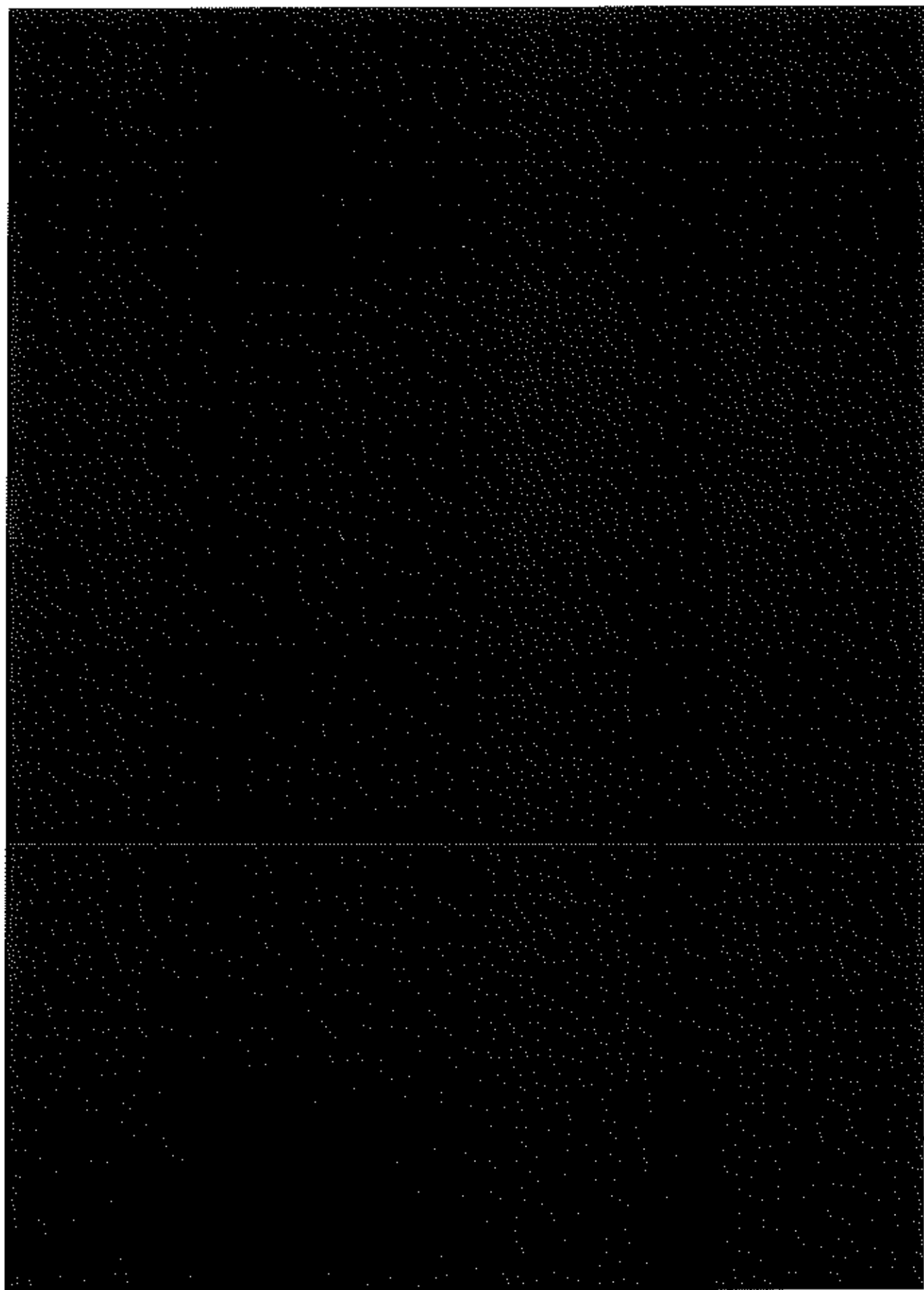
\*地震や火災等の災害が発生した場合の対応

### ■緊急事態への対応

当法人では、以前から緊急事態（地震や台風による大規模災害等）が発生した際、職員及び児童の安全確保に努めながら「支援の継続・早期再開」を目的として、BCP（業務継続計画）を策定しております。一般企業とは異なり、児童の命を預かる仕事であるため、勤務時間中はもちろん、勤務時間外に警戒宣言の発令・地震の発生が起こった場合でも可能な限り応援に向かい、自身の身を守るとともに、児童の安全確保に努めることを基本方針としています。

業務継続計画におけるポイント





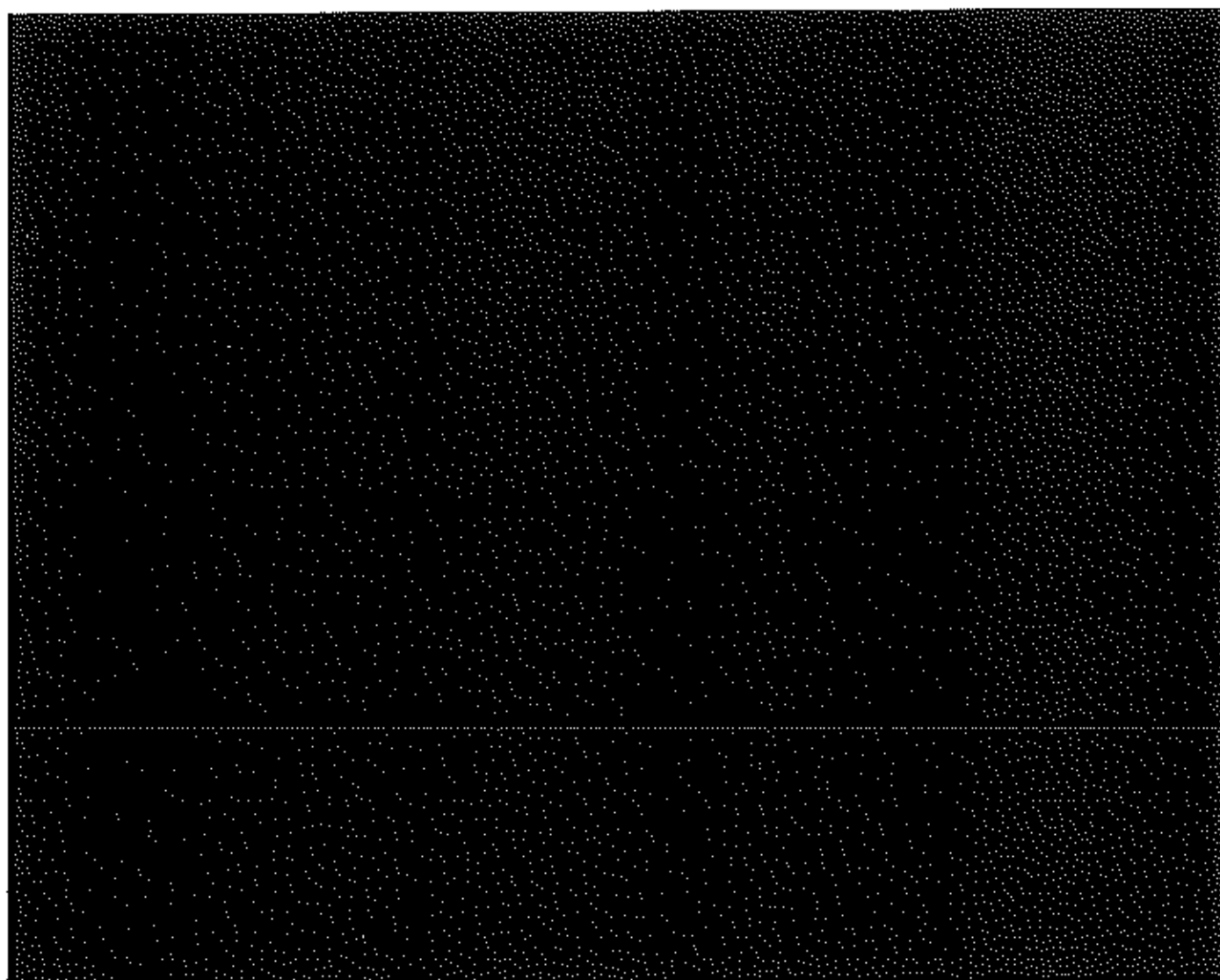


## ■火災発生時における対応

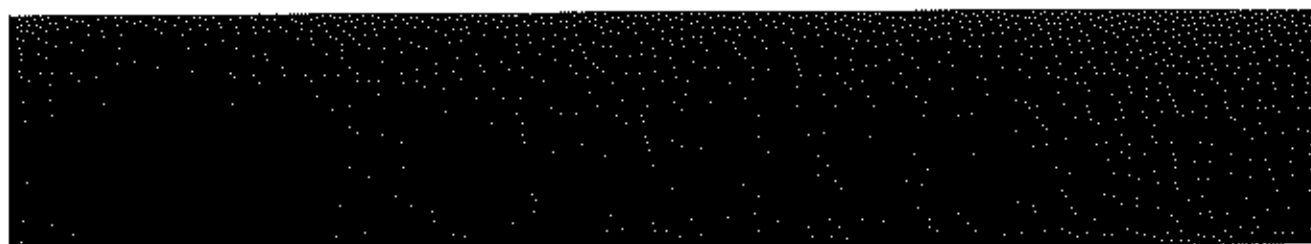
火災発生時は、対応マニュアルに従い、事前に決められた各担当職員がそれぞれ迅速に消火・避難・通報にあたります。緊急時にも落ち着いて対応できるように日頃からの訓練を実践的に実施していきます。

下記は火災対応フローチャートになります。

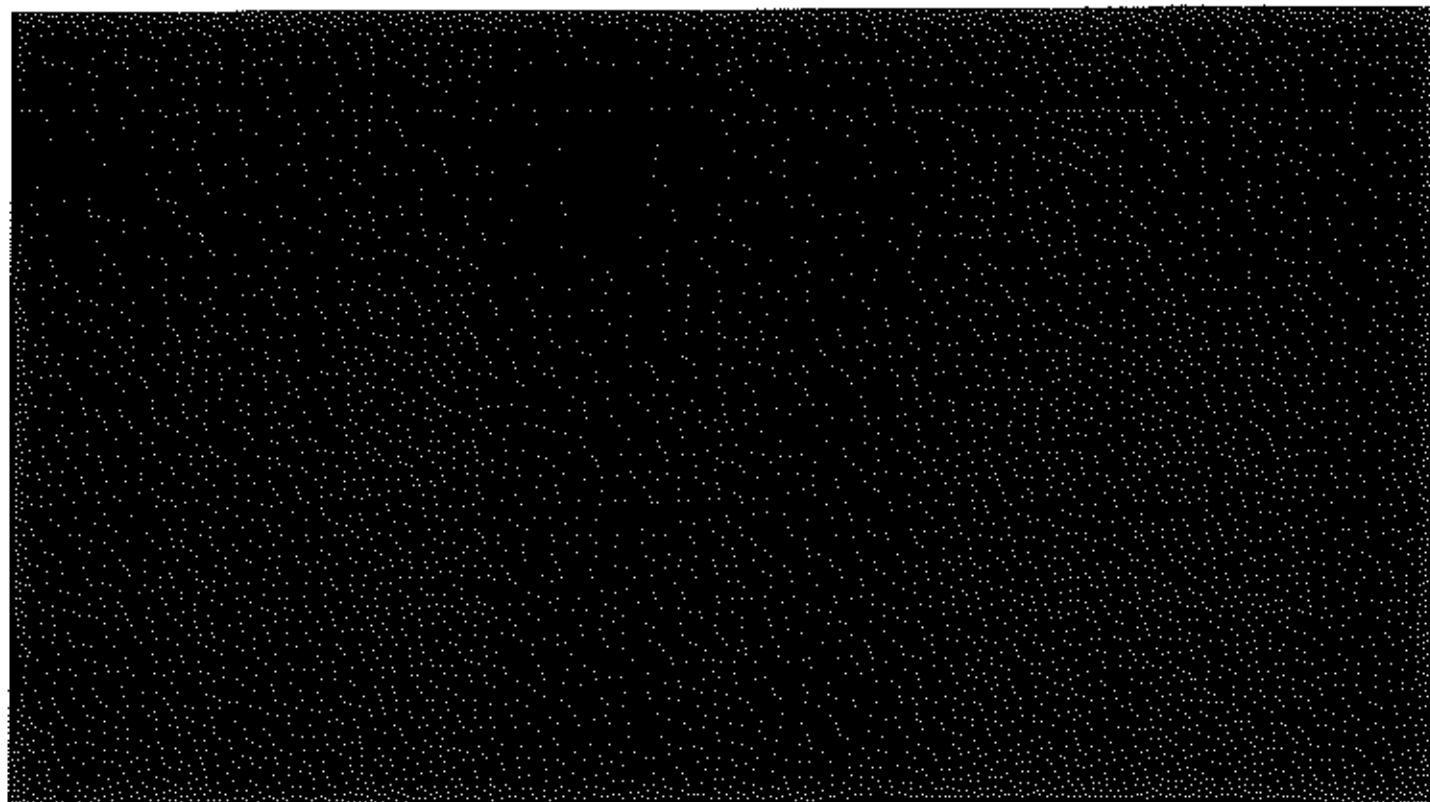
## 災害時 《火災》 対応フローチャート



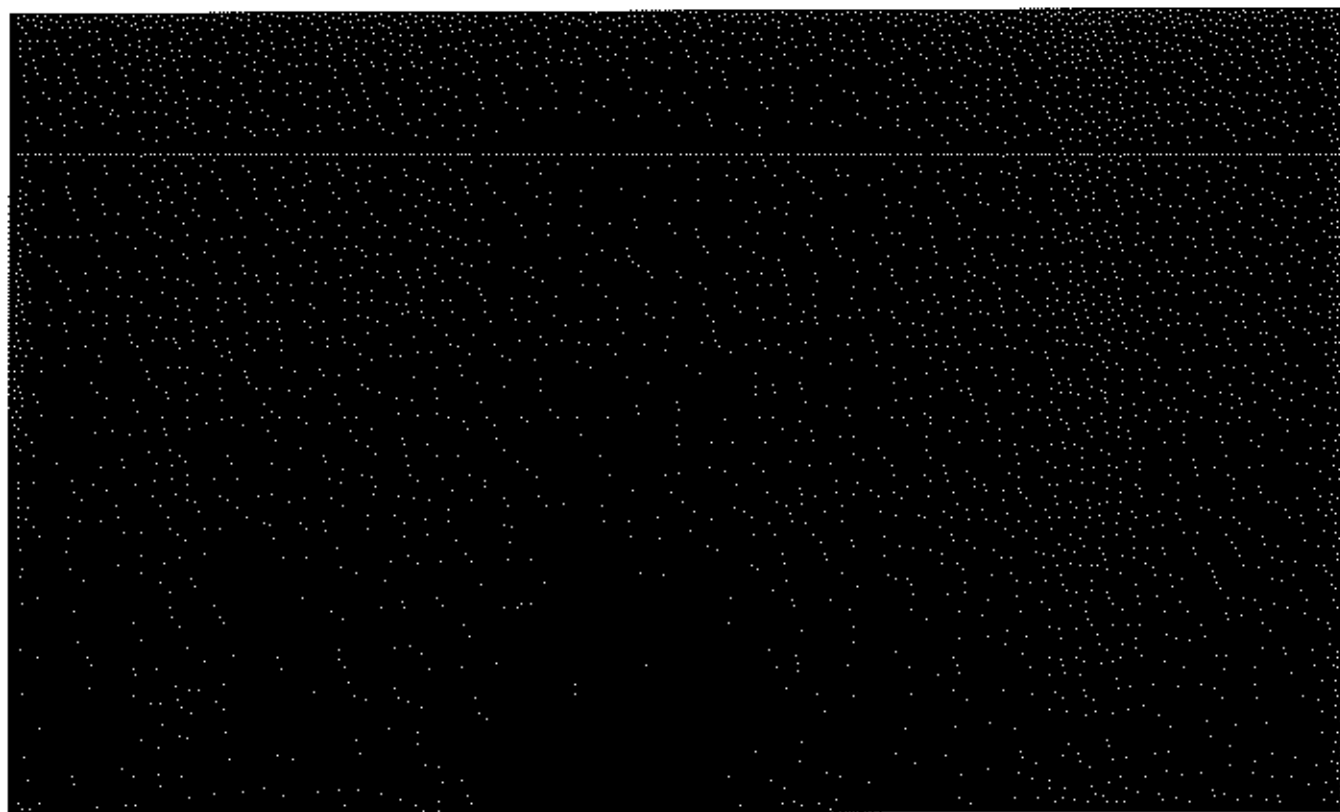
## ■地震発生時・風水害時における対応



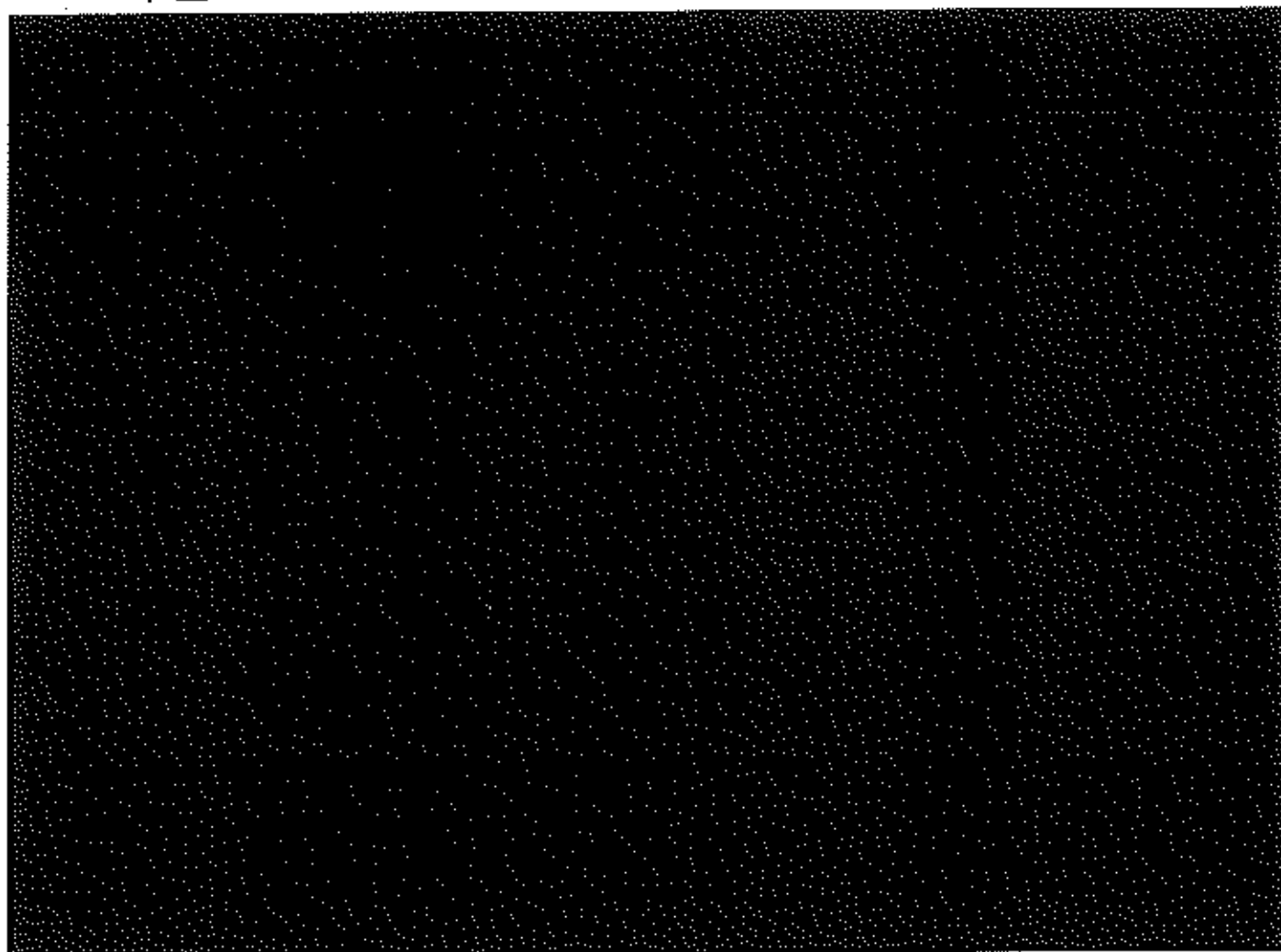
## 災害時 《地震》 対応フローチャート



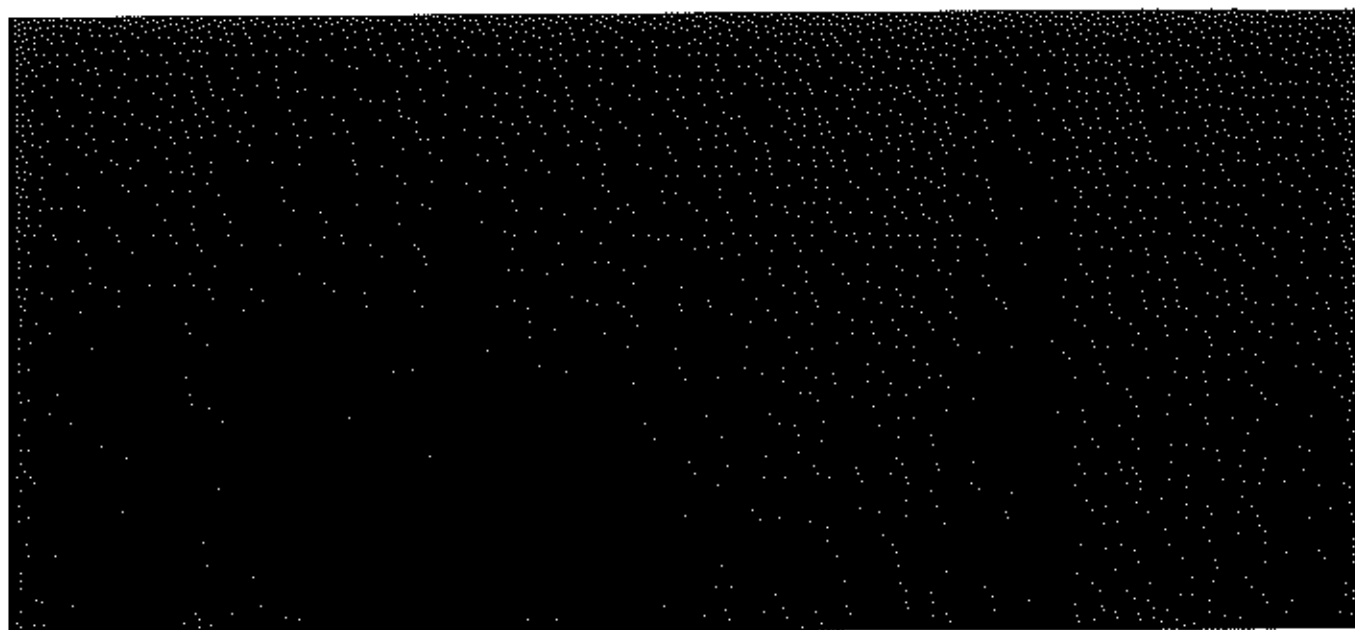
## 災害時 《風水害》 対応フローチャート



## ■不審者出没時における対応



## ■感染症流行時における対応



## (2.1) 学校及び地域等との連携による児童の育成支援への取り組みについて

### ■学校や地域との連携

子どもたちの切れ目のない支援を行っていくためには、学校との連携は欠かせません。また、障害児の利用している放課後等デイサービス、療育施設などとも幅広く交流・連携を図っております。

#### 【具体的な取り組み】

①

②

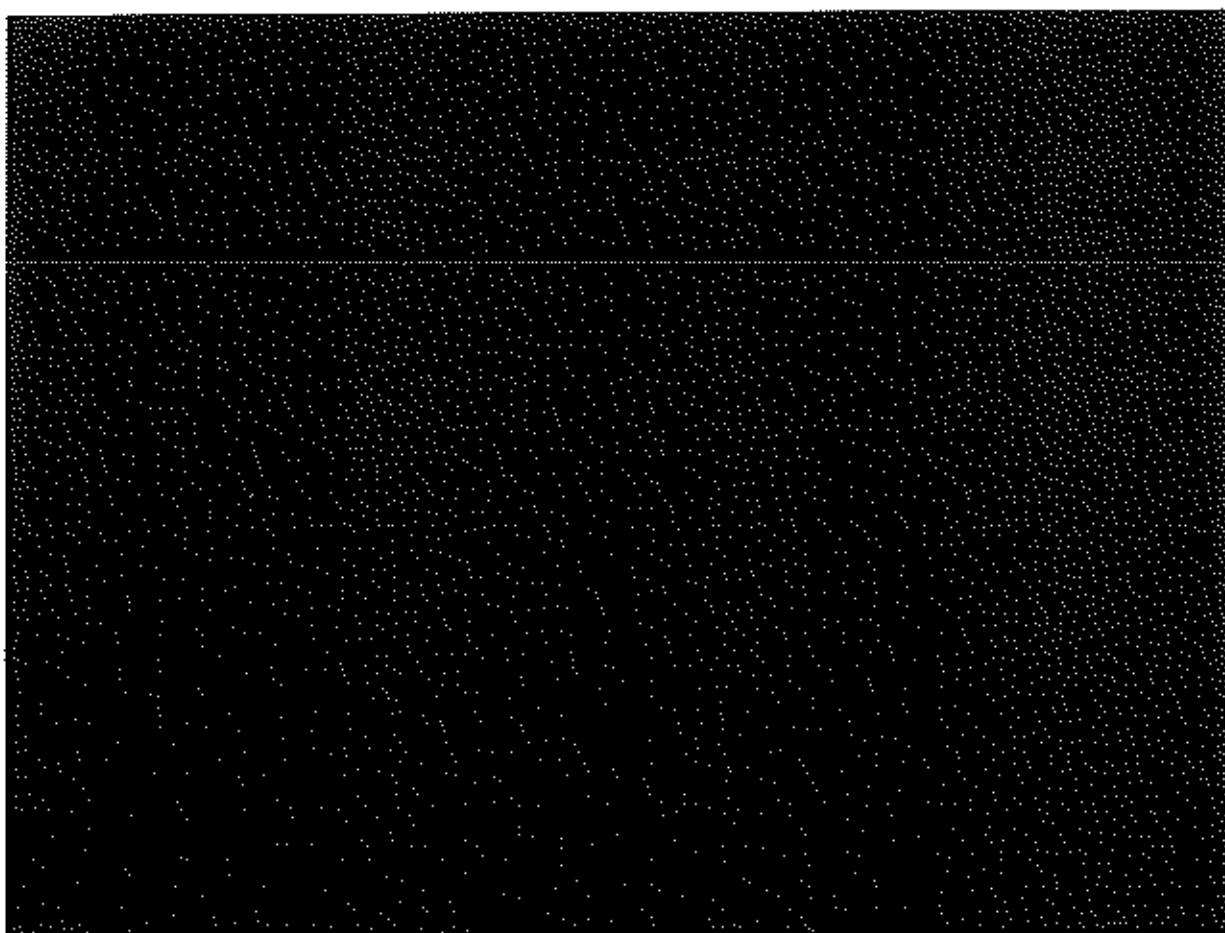
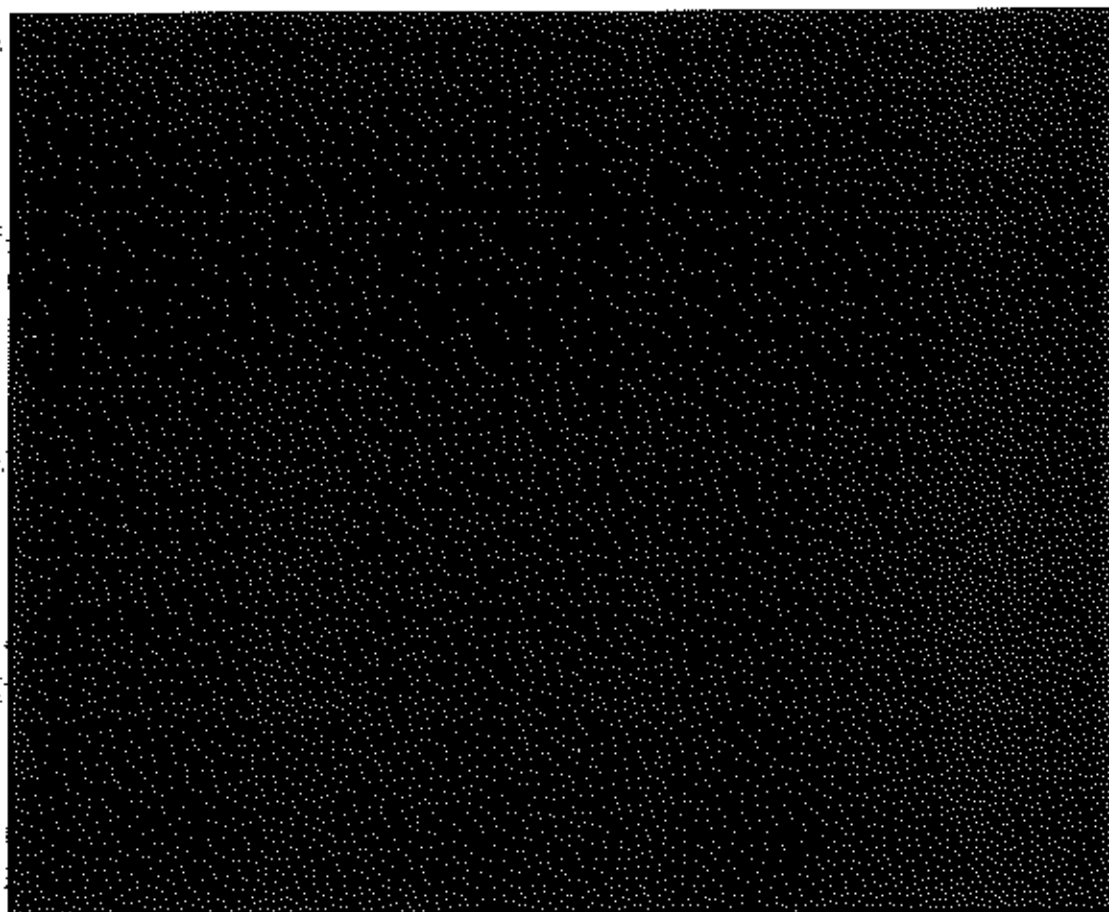
③

④

⑤

⑥

⑦



## 入所時における取組み

### ① 施設見学

- ・希望があれば、入所前に施設見学を行います。
- ・職員が、施設内を案内しながら施設の特徴や保育の流れについて説明します。
- ・利用に不安を抱えているご家庭には、お子様と一緒に来てもらうことで、申請前に施設に慣れてもらい安心して利用できるよう配慮します。

### ② 児童票の確認

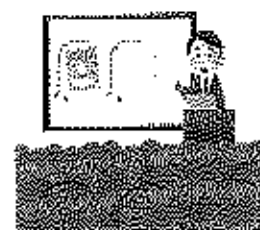
- ・病歴、アレルギー、喫煙環境等これまでの生育歴を詳しく記入して頂き、職員全員で情報を共有します。
- ・児童票では汲み取れない情報に関しては、個別に面談を実施し、情報の把握に努めます。

### ③ 個人面談

- ・児童票からは汲み取れない情報（特に保育園・幼稚園での様子、重篤なアレルギーを持つ児童の対応、障害がある児童への配慮事項など）や、保護者の子育て観・ご要望をヒアリングします。
- ・保護者からの疑問には出来る限りその場で回答し、保護者の不安解消に努めます。

### ④ 入所時説明会

- ・一日の流れや年間行事予定、年間活動方針などを説明します。
- ・子どもは家と学童保育所の行き帰りを子どものみで登所・降所するようになるため、利用前に練習しておいて欲しいことや、緊急時の対応・連絡体制についてしっかりと説明していきます。



## 日常におけるコミュニケーション

### ① 日々の来室・帰宅状況の確認

入退館システムを使用して、出欠予定を共有します。予定の時間に来室しない場合や、帰宅時間の認識にずれが生じた場合は、必ず保護者に連絡を取り、共通認識のもとで対応にあたります。

### ② 送迎時のコミュニケーション

直接お迎えに来る保護者には、一日の様子を細かく伝え、保護者にも安心して利用してもらえよう積極的にコミュニケーションを図っています。現在運営している西町学童保育所の保護者の方からは「子どもの様子を伝えてくれるので、相談がしやすくなって嬉しい」というお声もいただいております。

### ③ おたより

- ・毎月1回おたよりを発行し、子どもたちの活動状況や予定、連絡事項等を家庭に発信します。
- ・行事の予定や日々の様子、成長が見られるエピソード、子育て家庭に役に立つ情報を提供しております。

### ④ 定期面談の実施

夏休み明け～10月頃に個人面談を実施し、長期休業中の成長の様子や2学期に入ってからの変化などを共有します。また、保護者の要望に応じて随時面談を行い、特に配慮が必要な児童や障害のある児童については定期的に面談を設けるなど、見通しを持って支援にあたります。

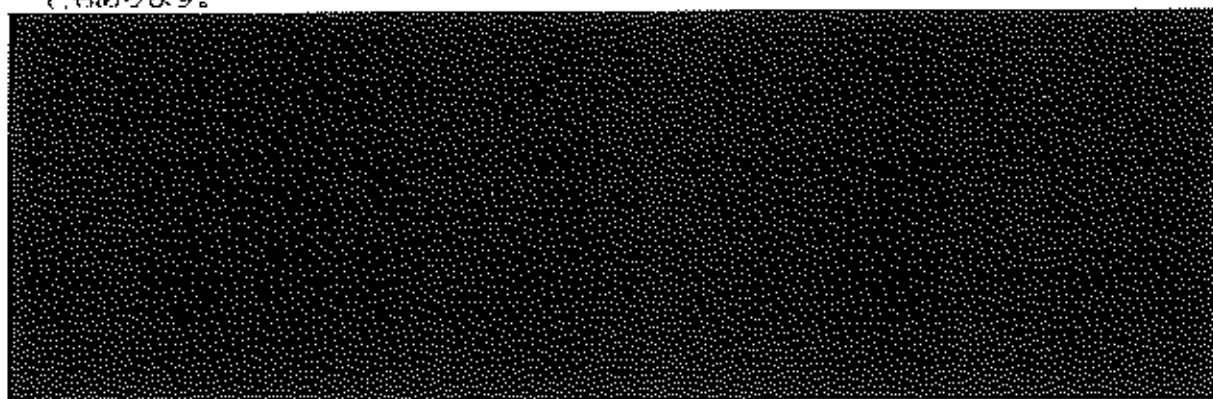
### ⑤ 保護者会の開催

- ・学童保育所の活動を保護者に伝えて理解を深める機会として、また保護者の要望を伺う機会として、年2回保護者会を開催します。
- ・学童保育所職員の紹介や、普段の活動の様子を動画で流したり、今後の活動の予定をお伝えしております。
- ・保護者会終了後に、父母会で交流する時間を設けるなど、参加して頂いた保護者同士の交流を深める機会にもなるようにしています。

## 子育て相談の実施

気軽に相談できる場所としてお迎え時等に子育ての悩み相談を受け付けています。

必要に応じて連絡帳での回答や、個人面談を設定します。相談はその場で処理して終了ではなく、報告会を実施し、より良い提案ができないかを検討することで今後のアドバイスに役立てます。また、プライバシーを配慮した上で専門機関に相談し、アドバイスをを受けたり、関係機関につなげていくこともあります。



## いじめに関する相談対応と予防策について

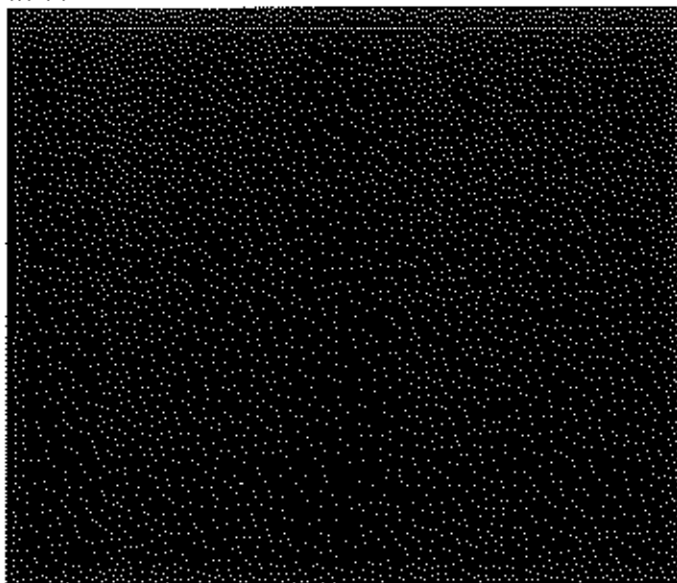
子育て相談において、いじめを心配する保護者の相談件数が増えています。いじめの兆候が見られた場合は、学童保育所全体で解決すべき問題として全職員共通認識のもとで対応にあたります。具体的には、いじめはケンカとは全く別のものであることを子どもたちにしっかりと認識してもらうために、加害児童の主張をしっかりと聞き取り、受容しつつも、毅然とした態度で接します。

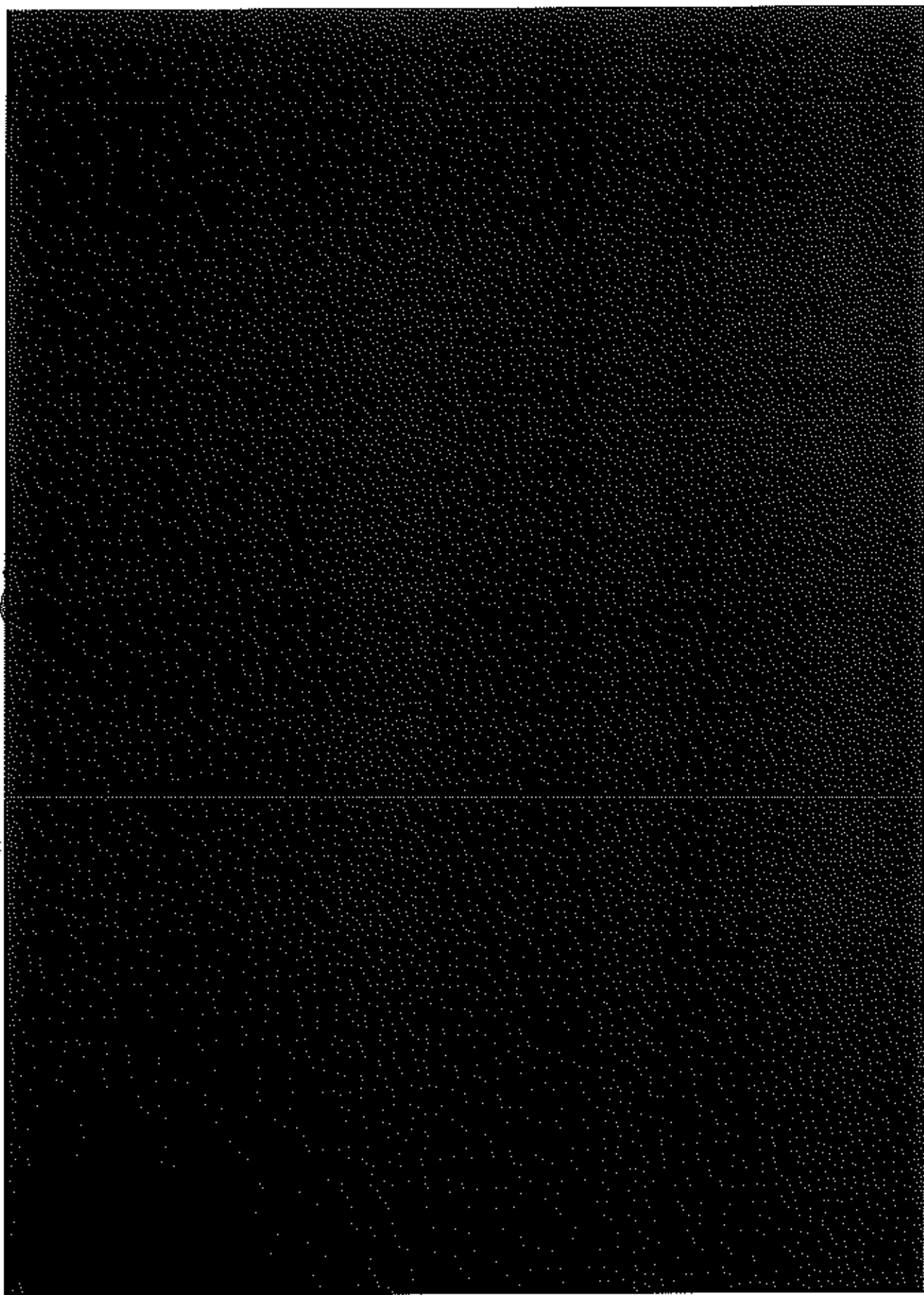
また、学校での人間関係をそのまま学童保育所でも引きずるケースが多いため、学校の担任の先生や家庭とも情報交換しながら連携して対応にあたります。

## 虐待や家庭の問題の早期発見・対応について

子育てに悩んでいる保護者の相談の中には、ネグレクトや心理的虐待、教育虐待につながる可能性があるものも寄せられます。

職員は保護者の状況をできるだけしっかりと把握したうえで、必要に応じて学校や子ども家庭支援センターと情報共有を図るなど、迅速に連携していくことで、問題の早期発見・早期解決を図ります。









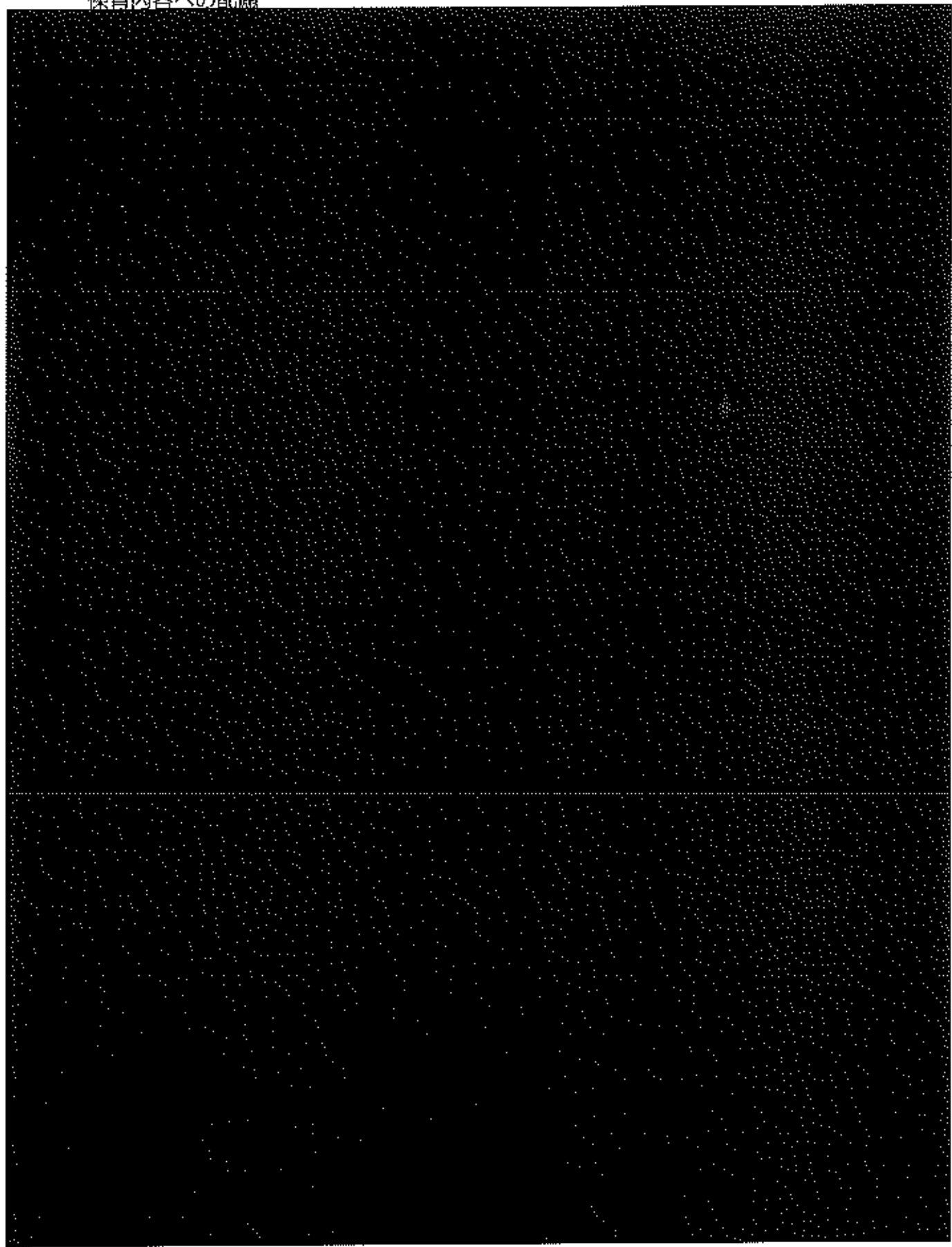
## (22) 配慮を要する児童への対応について

\*配慮を要する児童（障害のある児童等）への対応方針及び体制（職員配置、研修体制等）が適当であるかなど

### ■障害児保育における対応方針

当法人は障害児保育における専門家として、児童発達支援施設を23施設、放課後デイサービスを1施設運営、多くの発達支援専門職員が在籍しております。障害を持ったお子さんが、

大切に考え、健常児と同じように受け入れをするとともに、感覚統合の促進など「専門知識」に基づいた障害児対応を心がけます。



### 障害児保育に関する研修

継続的に障害に関する理解と知識を深めていくため、内・外部で障害児研修を実施し知識・技能・意識の向上を図ります。さらに療育センターで10年以上専門職として勤務していた職員を複数名直接雇用しており、その障害児保育における豊富な知識や経験を活かして、施設の巡回及び職員への指導を行っております。



障害児支援専門職員  
による指導

### 障害児研修についての考え方

研修後はレポートの作成・報告会の実施により、情報を共有化し、知識の定着を図ります。その後、現場での実践を重ね、記録した情報をもとに改善を図ることで、支援方法の改善・向上に役立てます。

例：意識疎通が難しい子には、視覚的にわかりやすい生活カードなどを作成する。

わかりやすい言葉で伝える。その他、施設使用箇で困難なことがあれば介助する。

国籍、文化、宗教の違いなどで遊具が障害されることがないように配慮するなど。

## ダイバーシティ教育～多様性を認め合う関係作り～

障害のある子も、様々な宗教信仰の子も外国籍の子も、個性のひとつととらえて、社会の中で一緒に共生していくことを子どもたちに教えます。コミュニティの中に「多様性を認め合うこと」を浸透させていきます。

当法人は「多様性を認め合うこと」を児童の意識に浸透させるため、「外国の子を通して世界を知るプログラム」や「障害への理解を深める活動」等を実施しております。

- ・当法人の既存施設には様々な障害を持った子や外国籍の子も多く在籍しており、個々に応じた豊富な対応実績があります。
- ・弊社の系列施設では外国語を母国語とする職員や外国語が得意な職員を複数直接雇用しているため、掲示物の表記の工夫や、多言語対応も可能です。
- ・信仰上の理由で行事に参加できない子もいるため、名称や内容を「失することでみんなが参加できる行事の企画運営を行います。
- ・宗教上の食文化の違いに考慮しておやつを持ち込みに変更するなどの対応も行っております。

## ■アレルギーへの対応方針

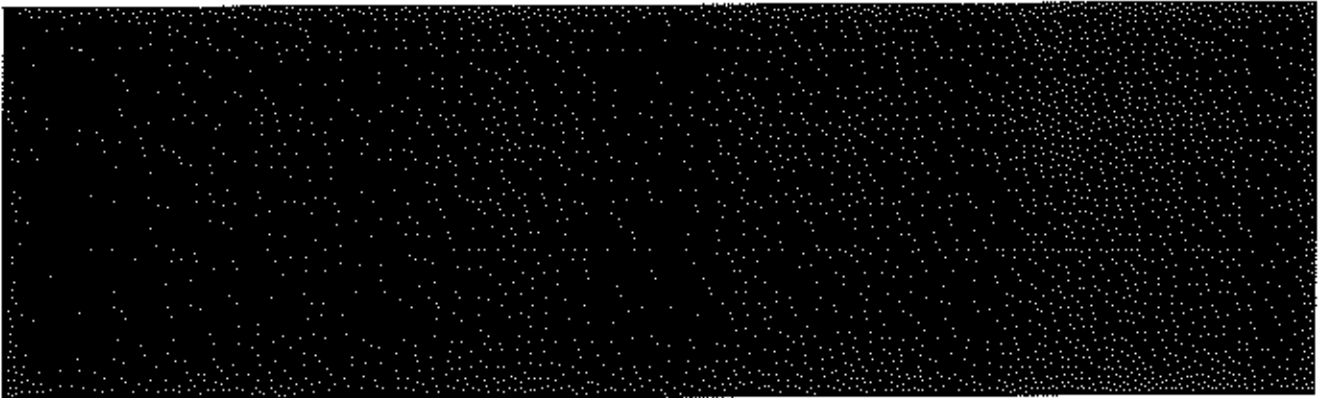
アレルギー対応は、学童保育所の運営において重要な要素の一つととらえております。当法人は100施設を超える認可保育園を運営しており、そこに在籍している200人近い栄養士による栄養士会を組織しております。その栄養士会が以下の対策を立て、執り行っております。

基本アレルギー対策としては、

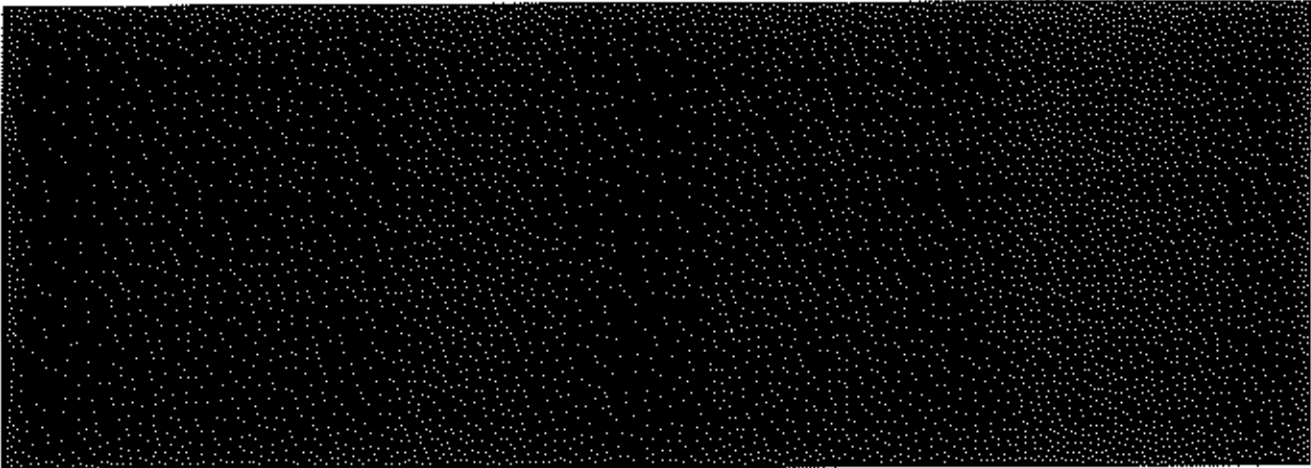
で対策しています。まず入所時

面接にてアレルギー調査票と面談でアレルギーと症状の程度、注意点を把握し、メニューの段階で保護者に確認をして頂くと共に、リスト化して施設内で管理します。子どもの命に関わることなので、誤食がないように、施設の全職員が情報を共有し対応できるようにします。

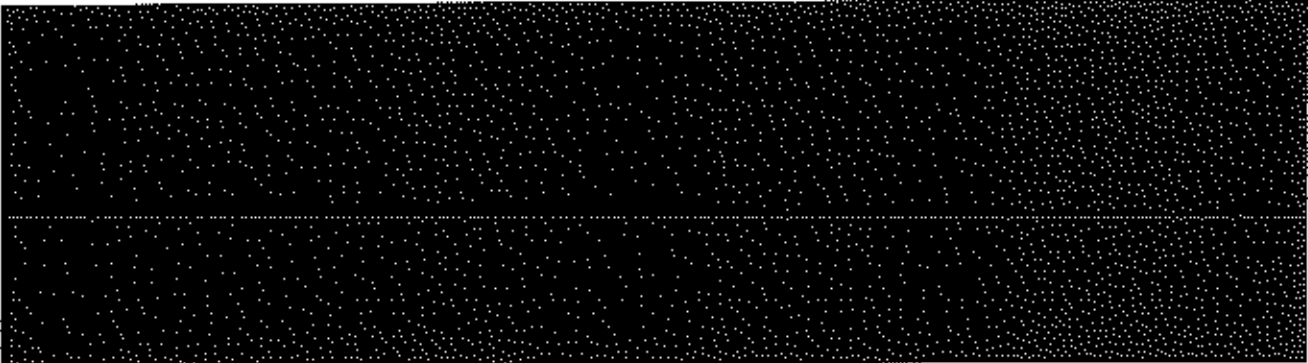
その他、医師の指示書に基づいて最大限個別に対処します。



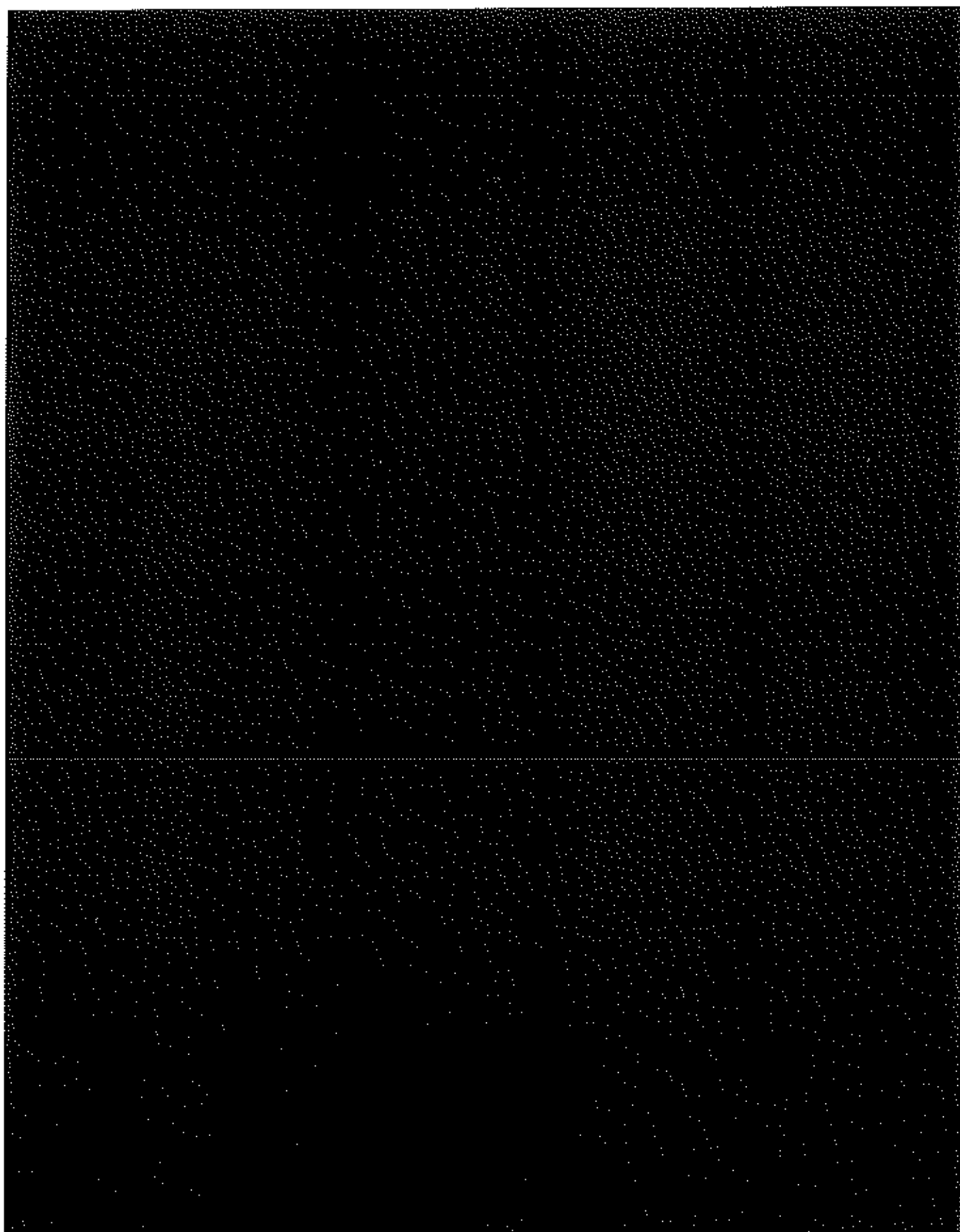
献立作成時における配慮について



おやつ購入時・保管時における配慮について



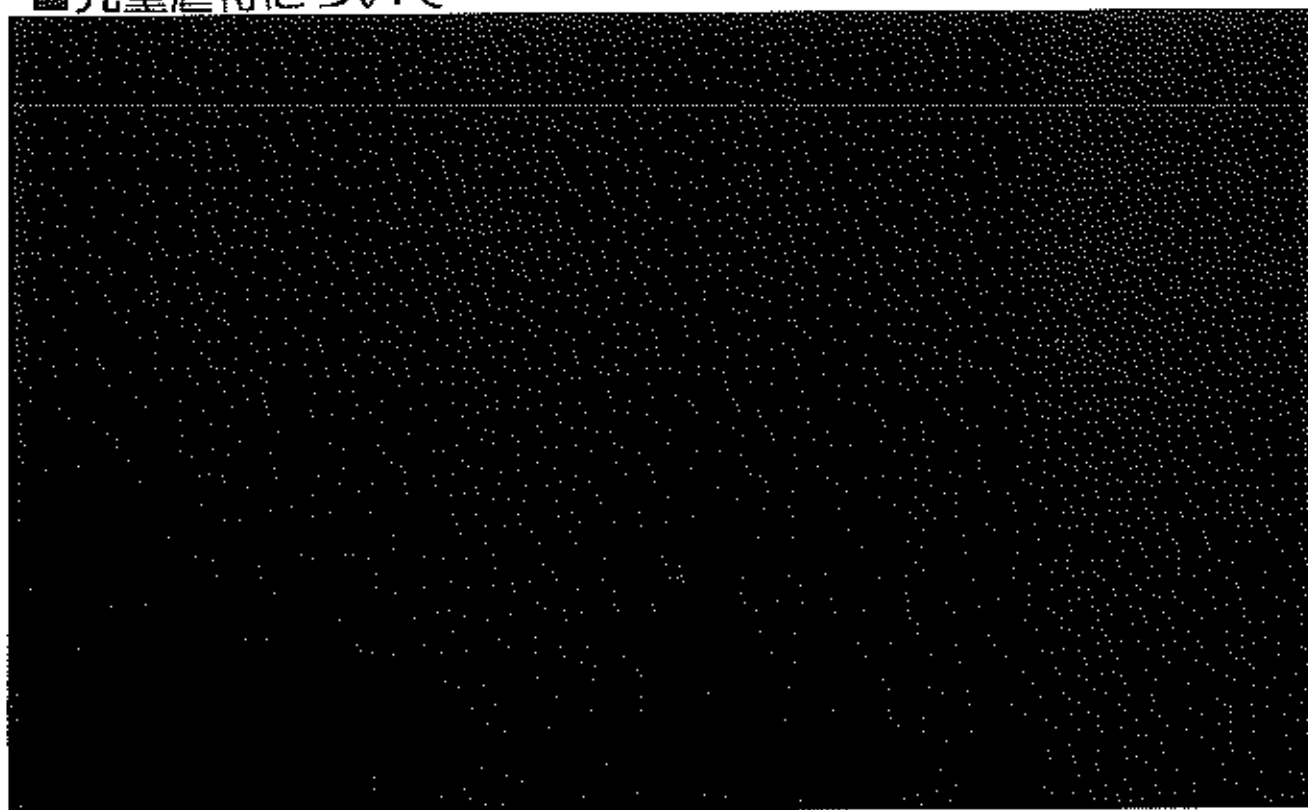
提供時の工夫と配慮について



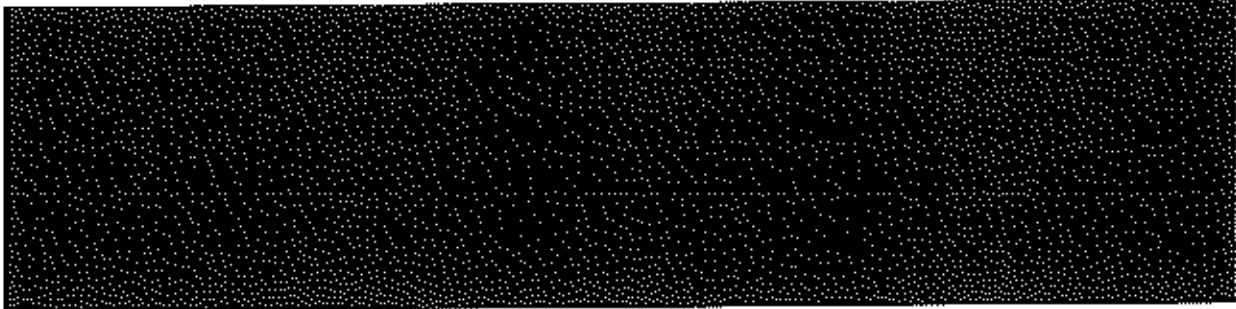
## エピペン（アナフィラキシー補助治療剤）の取り扱いについて



## ■児童虐待について







## 関係機関との連携

子ども家庭センター並びに小児児童相談所、民生児童委員等関係機関と連携をはかり、解決に至るまでの継続的な支援に協力します（通告・調査協力・情報の提供・相談など）。

虐待の再発防止のため、措置解除後も注意深く観察します。日本は保護者のいない児童や被虐待児など、家庭的養護を必要とするこどものための社会的養育の認知が進んでいないと言われていま  
す。私たちは子どもに関わる職業人として、虐待の予防と被虐待児のための支援にも積極的に取り組んでいきます。

